

松島町 子ども・子育て支援事業計画

(案)

平成 26 年 10 月

松島町

はじめに



平成27年3月

松島町長 大橋健男

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景 -これまでの国の施策など-	1
2 計画策定の趣旨	2
3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	3
4 計画の位置づけと計画期間.....	6
5 計画の策定体制	9
第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	10
1 基本方針	10
2 基本理念	11
3 施策の体系.....	13
第3章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境	14
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等	14
(1) 総人口・年齢構成・人口の推移.....	14
(2) 世帯の状況	16
(3) 自然動態・社会動態・出生の状況	17
(4) 婚姻・離婚の状況	19
(5) 就労の状況	20
(6) 子どもの人数.....	23
2 教育・保育施設の状況	25
(1) 幼稚園の利用状況.....	25
(2) 保育所の利用状況.....	26
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	27
(1) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター).....	27
(2) 妊婦健康診査(妊婦健康診査助成事業).....	27
(3) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	28
(4) 養育支援訪問事業.....	28
(5) 一時預かり事業	29
(6) 延長保育事業(延長・特別延長保育)	29
(7) 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童学級).....	30
4 松島町の子ども・子育て支援の課題	31
第4章 教育・保育提供区域の設定	34

1 教育・保育提供区域の定義	34
2 教育・保育提供区域の設定	35
第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	38
1 「量の見込み」と「確保の方策」について	38
2 量の見込みと確保の方策	40
3 教育・保育の一体的提供推進(認定こども園について)	43
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	46
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと計画数	46
① 利用者支援事業	46
② 地域子育て支援拠点事業	47
③ 妊婦健診事業	48
④ 乳児家庭全戸訪問事業	49
⑤ 養育支援訪問事業	50
⑥ 子育て短期支援事業	51
⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業):就学児対象	52
⑧ 一時預かり事業	53
⑨ 延長保育事業	55
⑩ 病児保育事業(病児・病後児保育)	56
⑪ 放課後児童健全育成事業	57
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	59
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	60
第7章 次世代育成支援行動計画	61
第8章 計画の推進体制	66
1 関係機関等との連携	66
2 計画の達成状況の点検・評価	67
3 子ども子育てに果たす役割	67
資料編	68
子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート	68
(1) 保護者の就労状況	69
(2) 教育・保育事業の利用	73
(3) 子どもが病気やケガのときの対応	75
(4) 不定期の教育・保育事業の利用	77

（5）小学校就学後の放課後の過ごし方	78
（6）家庭・地域の子育て環境、望むこと	79
松島町子ども・子育て会議条例	83
松島町子ども子育て会議 委員名簿	85
用語解説	86

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景 -これまでの国の施策など-

平成元年の「1.57 ショック※」を境に国の少子化対策が本格化し、平成 6 年 12 月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後 10 年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。

平成 11 年 12 月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成 16 年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。

平成 15 年 7 月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されることとなりました。しかし、少子化傾向が大きく改善されることはありませんでした。

それまでの少子化対策は、いわば、子どもを生み育てる側の視点に立った取り組みでした。しかし、その考え方では少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。

この新しい考え方に沿って、平成 19 年 12 月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて、平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第 7 条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。

松島町においては、平成 22 年 3 月、「次世代育成支援対策推進法」をうけて平成 26 年度までを計画期間とした「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定めて、子育て支援に取り組んできました。

※人の女性が生涯に産む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の 1966 年（丙午（ひのえうま））を下回る史上最低（当時）となったことを指す。

2 計画策定の趣旨

平成 24 年 8 月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることとなりました。

今、少子化のみならず子どもを取り巻くさまざまな環境の変化により、社会全体で子ども・子育てを支援することは、より重要性を増していると考えられます。

本計画「松島町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て関連 3 法」をうけ、松島町において、子ども・子育て支援の質・量の充実、および、安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるべく策定するものです。

子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- ・ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

平成27年4月施行

新制度の開始

3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

平成 27 年度から始まる制度において、市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施することになります。

(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア)施設型給付※	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ)児童手当	—

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法 19 条）

(2) 保育の必要性の認定区分

新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市町村が認定を行います。この認定区分に応じて、教育・保育施設等（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）の利用先が決まっていきます。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

(子ども・子育て支援法 19 条)

(3) 地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施することとされています。

【新規事業】とあるものは、新しい制度による新規の事業です。

	事業名
①	利用者支援事業【新規事業】
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業
⑪	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

(子ども・子育て支援法第59条)

(4) 制度の対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記・下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ(放課後児童 健全育成事業)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(第6条)			

(参考)子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

◎乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。

◎保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

(内閣府「基本指針(案)」の要約)

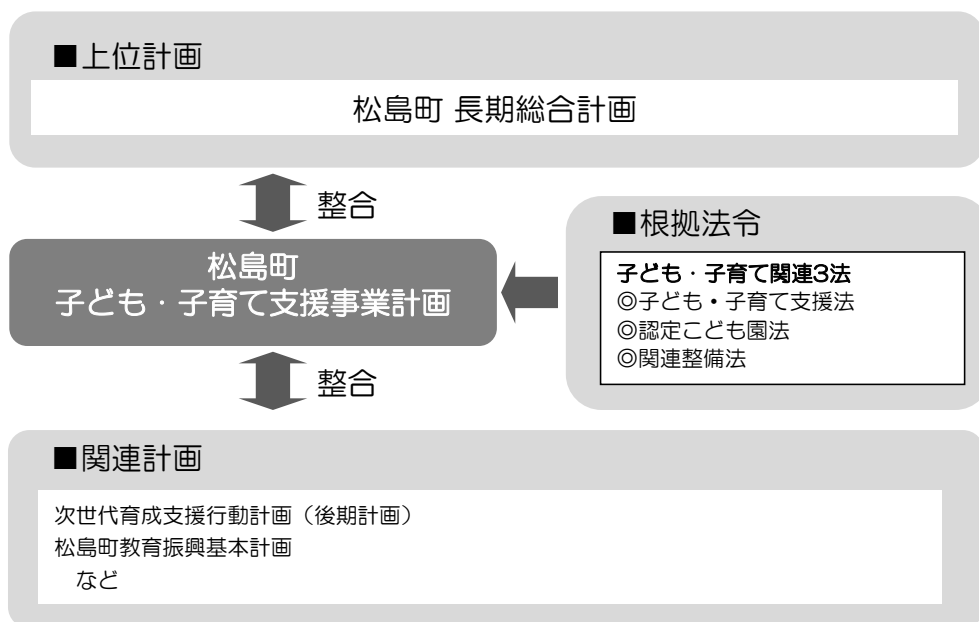
4 計画の位置づけと計画期間

(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、松島町の子どもと子育て家庭を対象として、町が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の深い「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」における取り組みを踏まえ、同時に上位計画となる「松島町長期総合計画第三次基本計画」の、子どもと子育て家庭に関わる施策や関連施策と整合性を持ったものとして定めています。



(参考)子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2)「次世代育成支援行動計画 後期計画」との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の時限法として成立しました。その後、合計特殊出生率は多少の改善がみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層推進することが必要となっています。

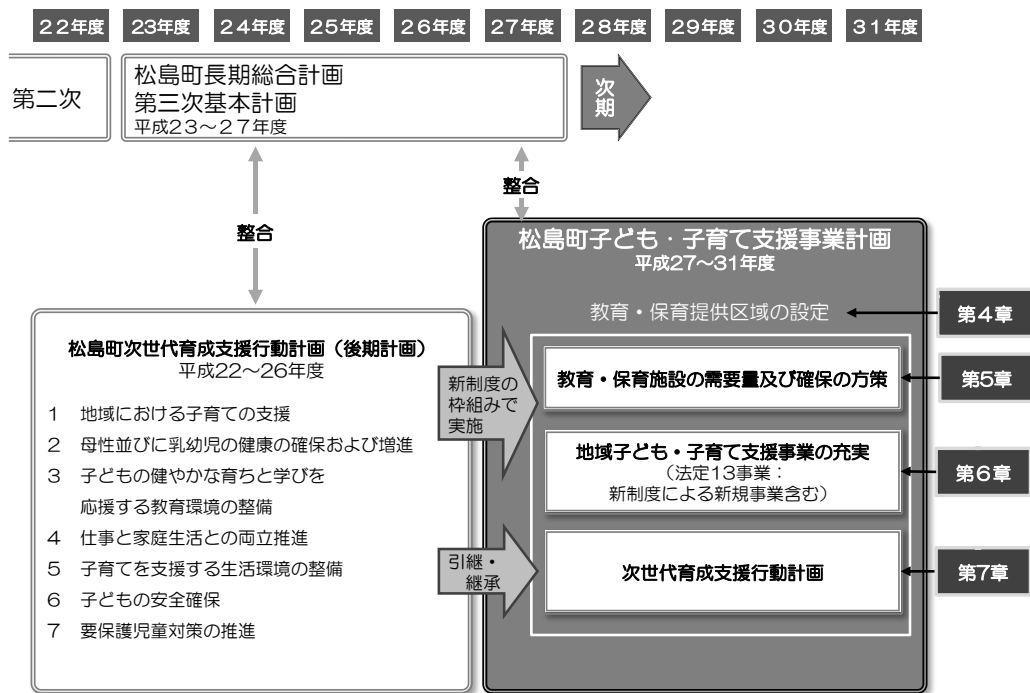
こうした状況から、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

また、改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら 3 つの改正法は平成 26 年 4 月に公布されました。

一方、新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村において、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことは前述のとおりです。これに伴い、平成 26 年度末で計画期間が完了する次世代後期計画は、改正推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されています。

松島町においては、「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」は当初の予定通り平成 26 年度末をもって終了としますが、当該計画にて定められた事業・施策は基本的に本計画で継承していきます。

具体的には「子ども・子育て支援新制度」にかかる法定事業、及び「松島町長期総合計画」や関連計画に扱いのない事業については本計画に内包し、施策・方針を継続していきます。



(3) 計画期間

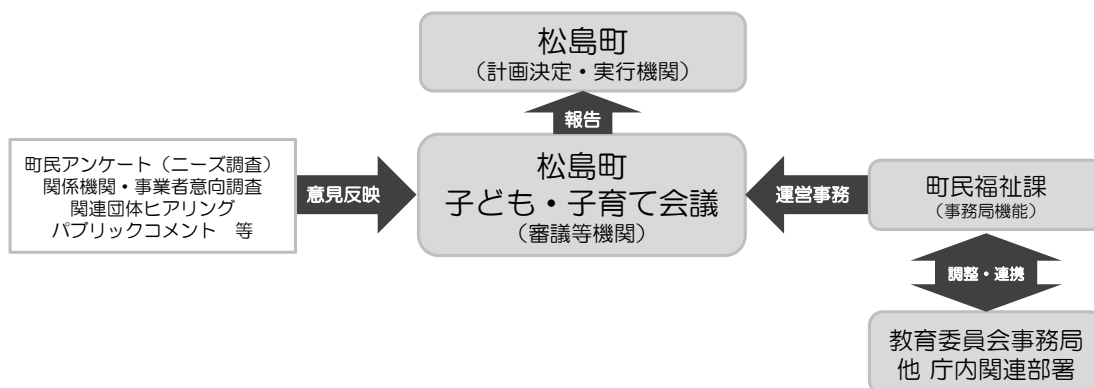
本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを平成31年度までに行ったうえで、新たに次期5年間の計画を策定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	H32～
本計画	→					
次期計画					見直し・策定	→

5 計画の策定体制

(1) 松島町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「松島町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」といいます）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



(参考)子ども・子育て支援法第77条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 就学前児童及び小学生アンケートの実施

本計画の策定にあたり、保護者の子育てに関する意識・意見や、本計画で定める教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需要量を推計する基礎データを把握するため、アンケート調査（以下、ニーズ調査）を実施しました。

○調査名：松島町子ども・子育て支援事業計画策定ためのアンケート調査

○調査対象： 1. 就学前児童のいる世帯 551 世帯
2. 小学生児童のいる世帯 610 世帯

○調査期間： 平成26年1月7日～1月20日

※アンケート概要は巻末「資料編」に掲載

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本方針

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としています。

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族はもちろん、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが国の指針としてもあげられています。

松島町においても、上記の考え方に沿い、以下のとおり基本方針を定めます。

基本方針1：保育の量的拡大・確保

0歳児を含む乳児期の子どもをはじめ、就学前の子どもの保育ニーズに応えられるよう、保育の量的拡大・確保を図ります。

基本方針2：地域の子ども・子育て支援の充実

新制度の事業枠組みに沿い、妊娠・出産期から学童期、さらに18歳未満までの子どもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

基本方針3：質の高い教育・保育の提供と、子育て環境の整備

次世代育成支援行動計画を継承し、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備し、併せて地域ぐるみの子育て支援、生活環境、健康・医療、安全・安心、虐待・要保護児童問題、障がいのある子への対応など、さまざまな支援環境の整備を行います。

2 基本理念

松島町では、次代を担う子どもたちがそれぞれ自分らしく輝き、明るく健全に成長できるよう、平成22年3月に「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定しました。

子育て支援サービスや、子どもたちの心身の健やかな成長・発達を応援する取り組みを充実させること、「子どもの社会性の向上、自立促進」をサポートすること、また、親が子育てを主体的に行っていくことを前提にしながらも、子育てしやすい環境づくりをまち全体ですすめることを目標に、保育サービスや相談業務、さらに子どもたちの健全育成のための事業等に目標値を定め、各部門と連携をとりながら計画の実現に取り組んできています。

そして、安心して子どもを産み育てることができるまちとなるためには、子育て家庭を地域ぐるみで温かく見守り、必要なときは十分な手助けを行う体制を整備していくことも求められることから、これまでの取り組みにおいては、

基本施策

「ひとりひとりの親子を大切に支えるまちづくり」

「子どもがすこやかに育つことができるまちづくり」

基本目標

「育もう！ すこやか笑顔あふれる松島の子」

を掲げてきました。

ともすれば、子育ての責任や負担ばかりが語られがちな昨今ですが、現在子どもを育てているお父さんやお母さん、さらに将来子どもを産み育てる次世代の人々が、子育てそのものの楽しさや子どもと暮らすことの幸せを再認識することも大切です。

そして、その気持ちを大きくふくらませてもらうためには、計画の実行段階で、関係各機関・団体との連携はもちろん、地域住民のみなさんとの連携も欠かせないものだと考えます。

次世代育成支援行動計画で基本目標として掲げた上記の理念は、子ども・子育てで支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備する」「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援する」と合致するものであると考えます。

以上により、松島町の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これからも変えることのない大切な理念として次世代育成の理念を継承していくこととします。

地域全体での子育てサポート、さらに地域そのものも育つ。
すこやかで笑顔あふれる子どもを、松島のみんなで育てる。

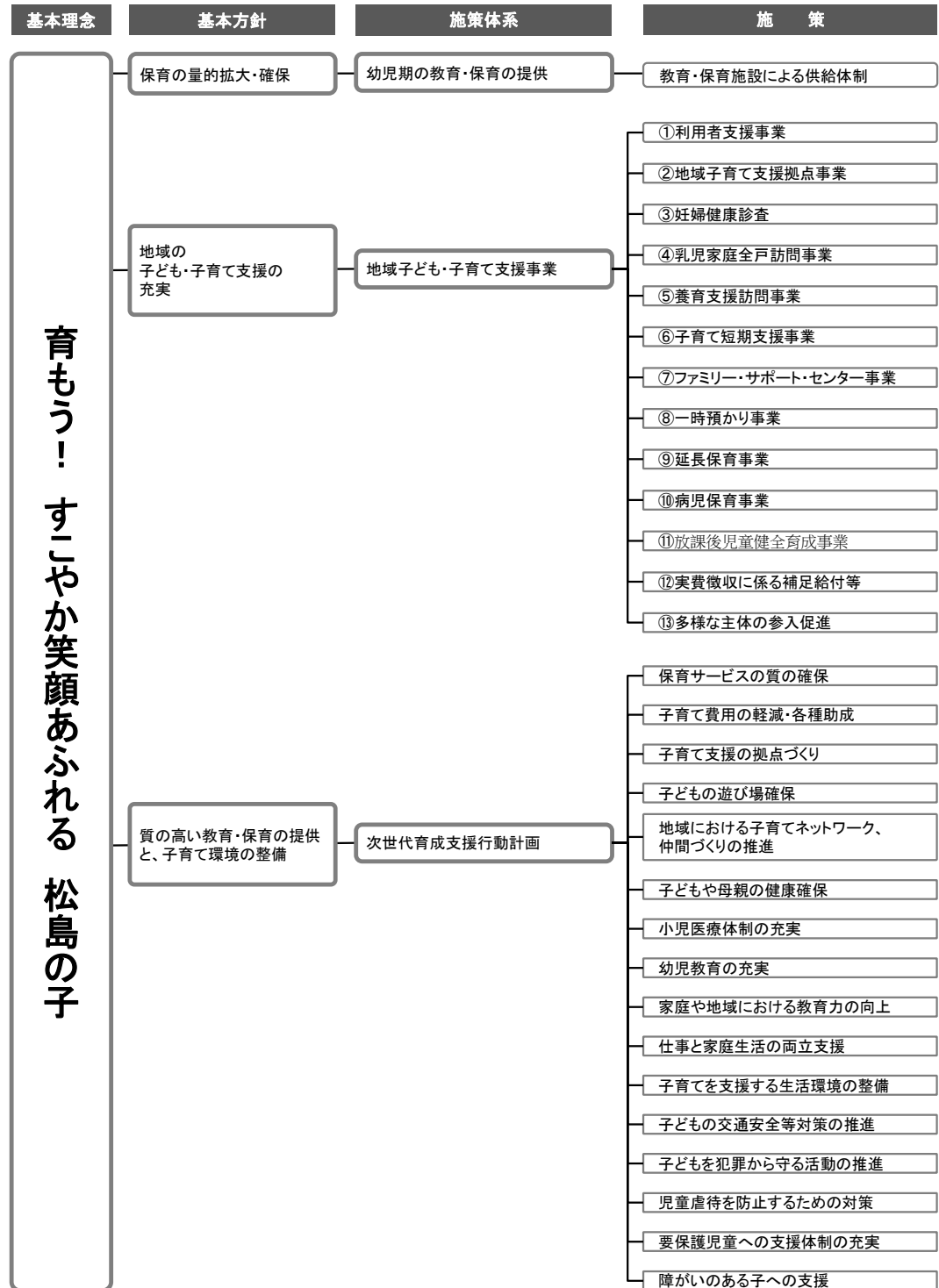
その考え方を表す理念です。

基本理念

**育もう！
すこやか笑顔あふれる松島の子**

3 施策の体系

基本方針、基本理念、および「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」を踏まえた、本計画の施策の体系は以下の構成となります。



第3章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境

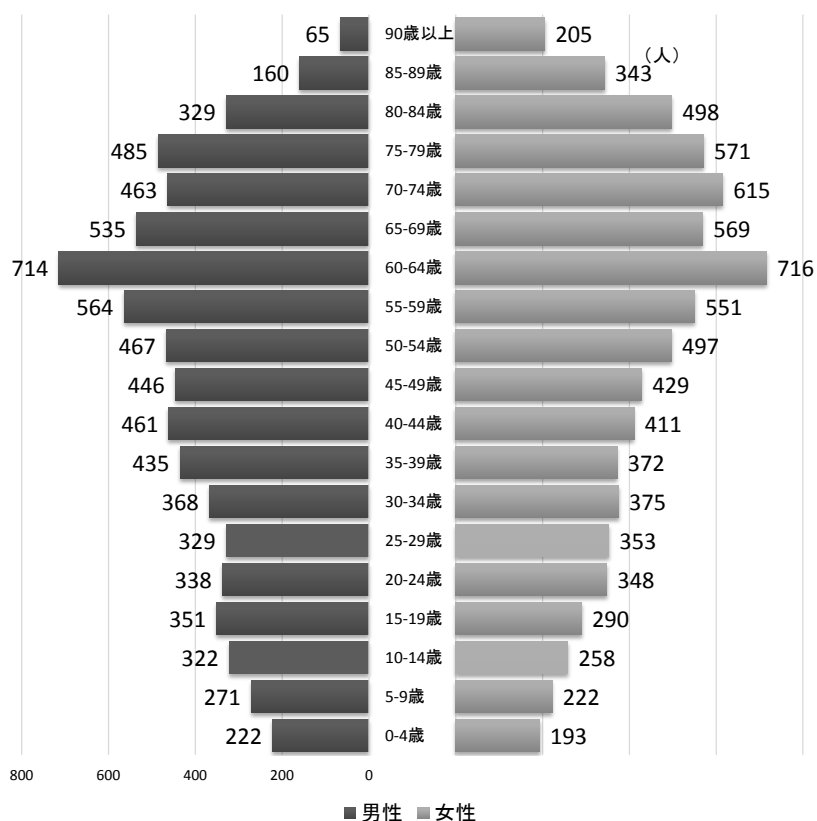
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等

(1) 総人口・年齢構成・人口の推移

松島町の平成25年4月1日における総人口は15,141人（男性7,325人、女性7,816人）となっています。

年齢構成では第1次ベビーブーム世代を含む60代前半が多く、その世代をピークに年齢が下がるに従い人口が少なくなっています。

■松島町の人口ピラミッド

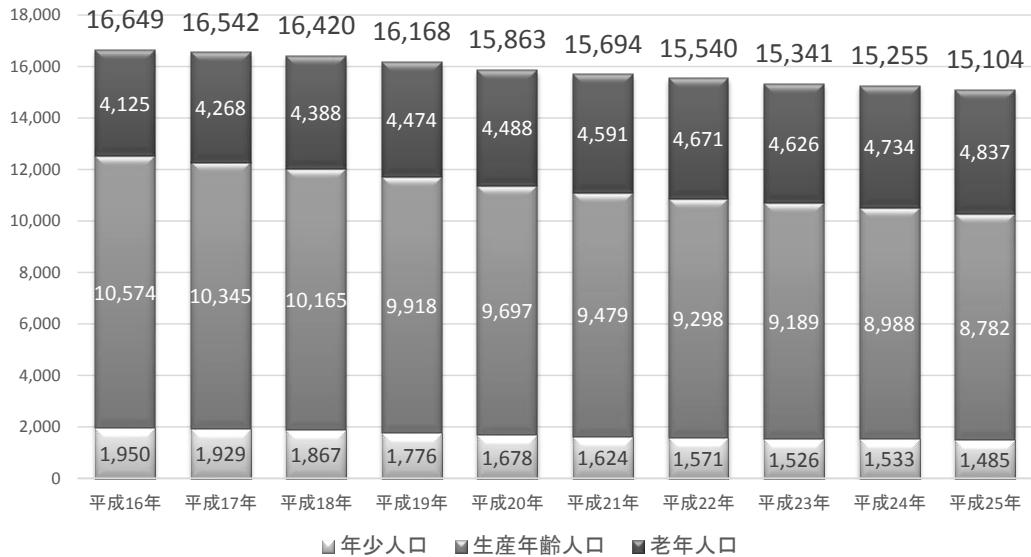


(住民基本台帳 平成25年4月1日)

総人口は平成16年～25年の間、減少を続けています。

年齢区分別にみると、この間に生産年齢人口（15～64歳）は1,792人の減少、年少人口（0～14歳）は465人の減少となっていますが、老年人口（65歳以上）は712人の増加となっています。

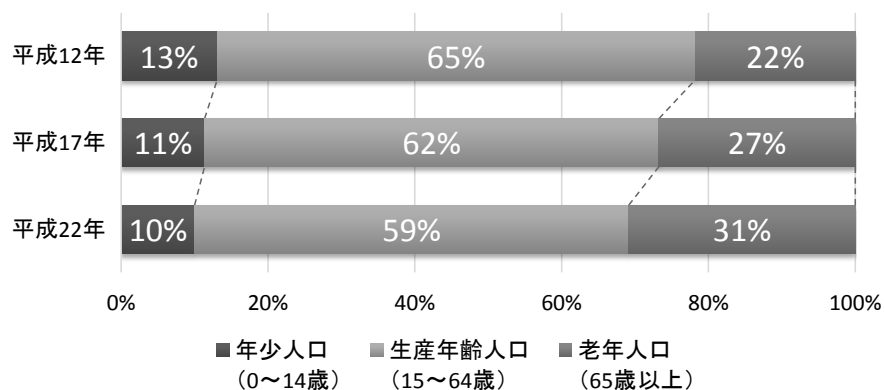
■総人口の推移(年齢3区分別)



(住民基本台帳 各年4月1日現在)

年齢3区分別の比率に着目すると、老年人口の比率増加に対する年少人口・生産年齢人口の比率減少で、少子高齢化の進行がわかります。

■年齢3区分別人口割合の推移

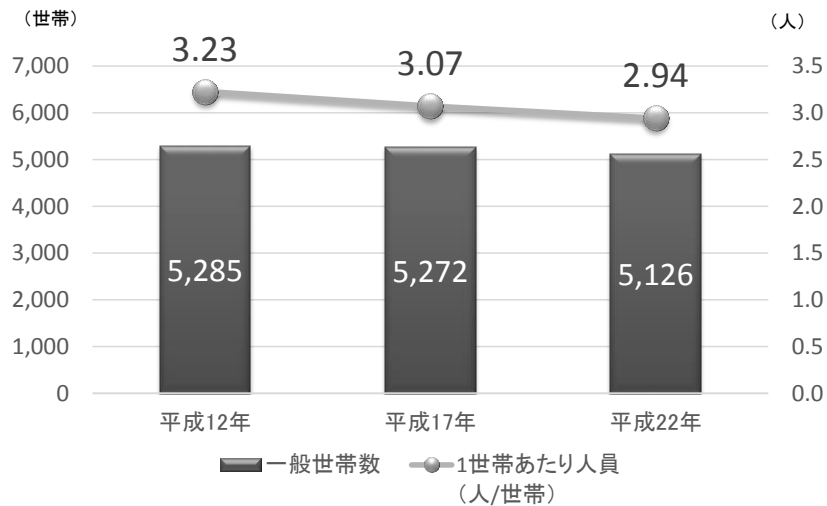


(国勢調査)

(2) 世帯の状況

平成12年～22年の間で、一般世帯数の減少よりも、1世帯あたりの人員の減少の方がわずかながら大きいことがわかります。徐々に核家族化が進行している様子がうかがえます。

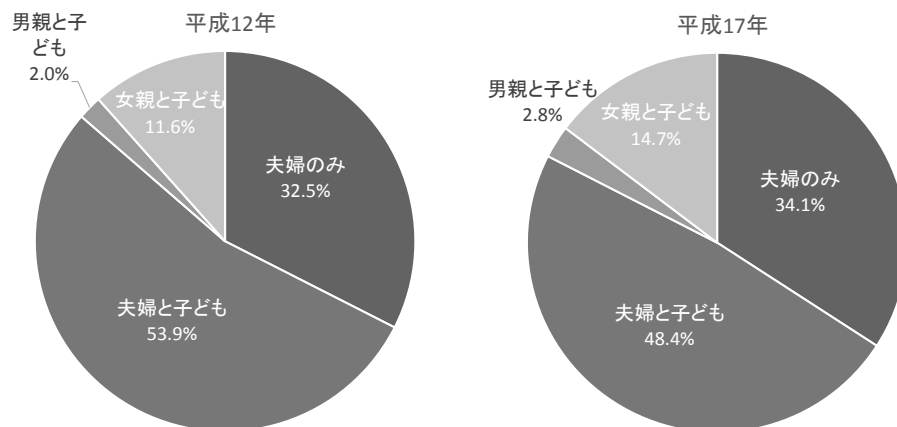
■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

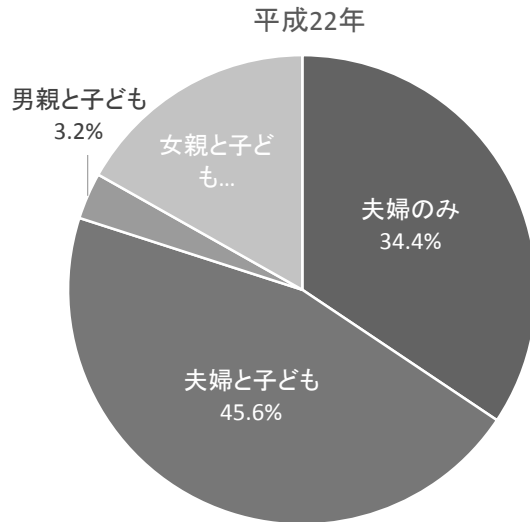


(国勢調査)

平成12～22年の核家族世帯の家族構成の推移では、「夫婦と子ども」の割合が8.3ポイント減少し、逆に「夫婦のみ」が1.9ポイント、「女親と子ども」が5.2ポイント増加しています。子どものいない夫婦も増加の傾向ですが、ひとり親（母子）家庭はそれを上回る増加となっています。

■核家族世帯の構成比



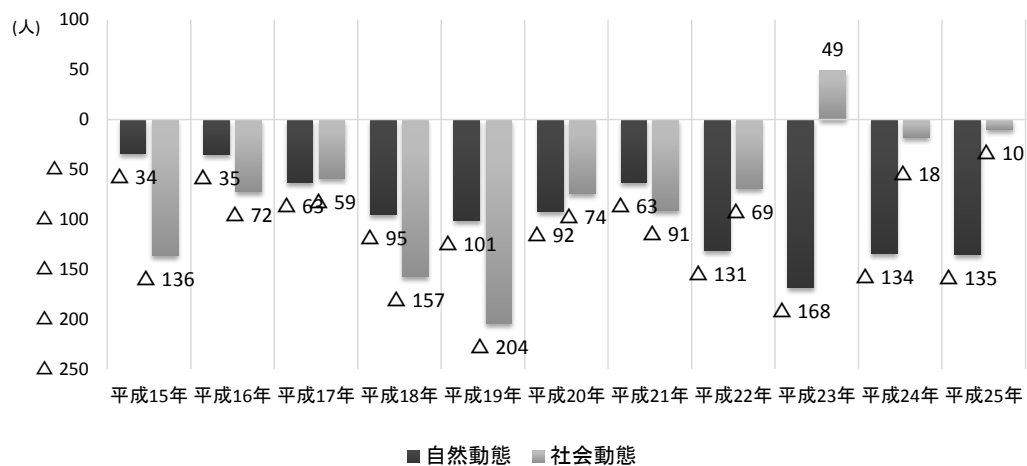


(国勢調査)

(3) 自然動態・社会動態・出生の状況

自然動態（出生－死亡）は、平成15年以降マイナスの状態が続いています。社会動態（転入－転出）も、平成15年以降マイナスで推移しています。平成23年、一時的に社会動態がプラスとなりましたが、東日本大震災による影響が考えられます。

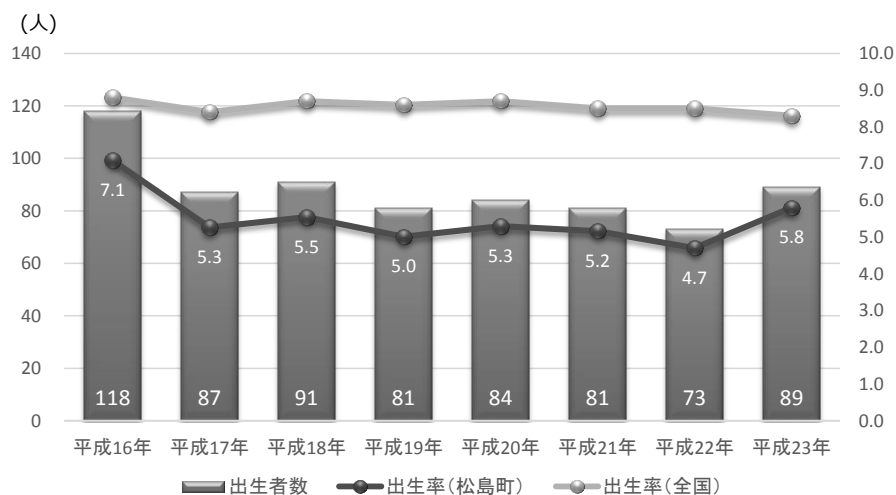
■自然動態・社会動態の推移



(松島町統計資料 平成24・25年は宮城県推計人口年報)

出生率（人口千人あたりの出生数）は、平成17年以降年度による大小はありますがほぼ横ばいで推移しています。いずれの年度も全国平均を下回っています。

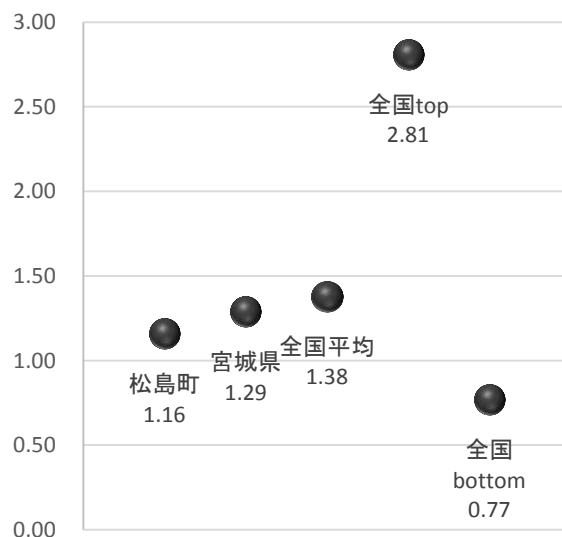
■出生数・出生率



(松島町統計資料)

1人の女性が生涯に産む子供の数を示す「合計特殊出生率」は、全国平均および宮城県平均よりも下回っています。

■合計特殊出生率

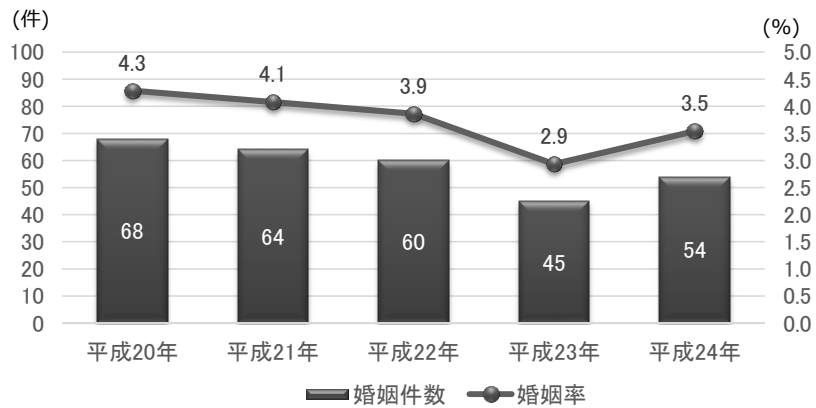


(参考:厚生労働統計一覧人口動態統計特殊報告、および <http://demography.blog.fc2.com/>平成20-24年集計 より)

(4) 婚姻・離婚の状況

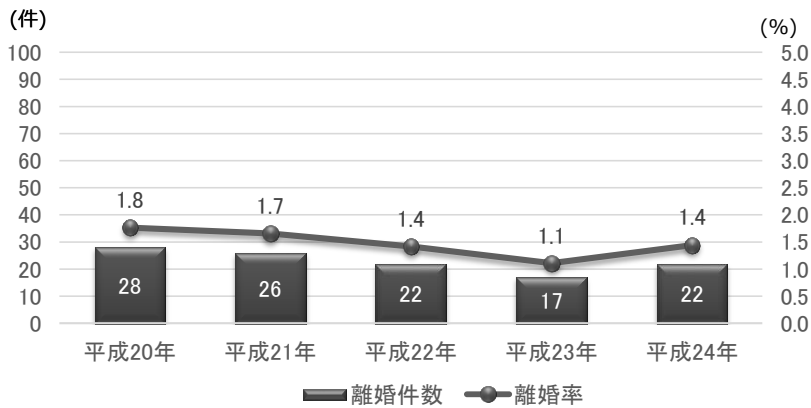
婚姻数と婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）、離婚数と離婚率（人口千人あたりの離婚件数）の推移は、いずれも微減の傾向で極端な増減はみられません。平成23年の数値がいずれも低いのは東日本大震災による影響も考えられます。

■婚姻数および婚姻率の推移



(宮城県統計年鑑)

■離婚数および離婚率の推移



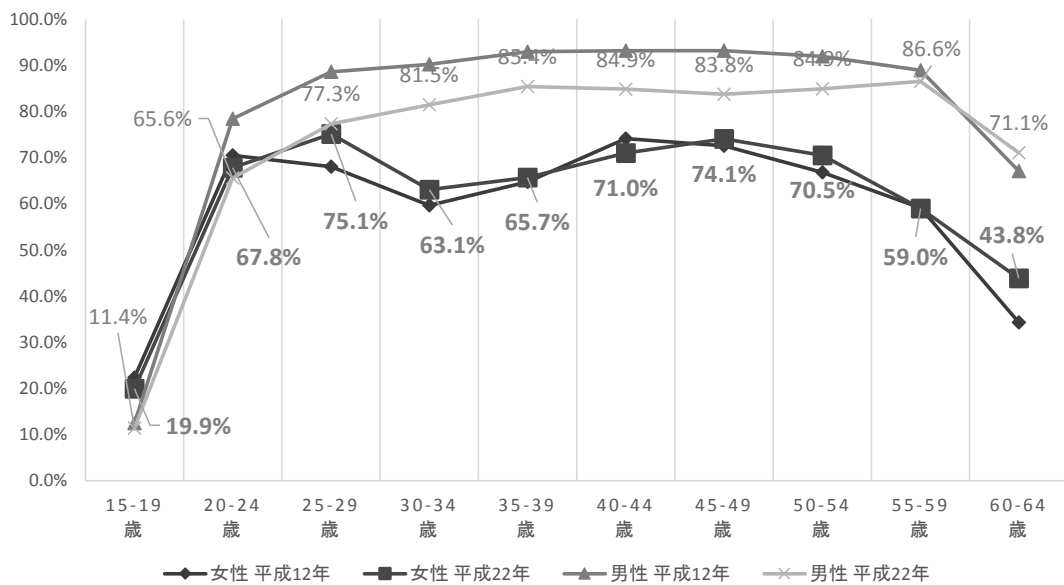
(宮城県統計年鑑)

(5) 就労の状況

年齢層別の就業率（15歳以上の人口に占める就業者の割合）をみると、女性の労働が20代でピークに達し、30代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40代ごろから再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」がみられます。

20代後半～30代前半の女性の就業率が10年前と比べると上がっており、特に20代後半の女性の就業率が上がっていることがわかります。

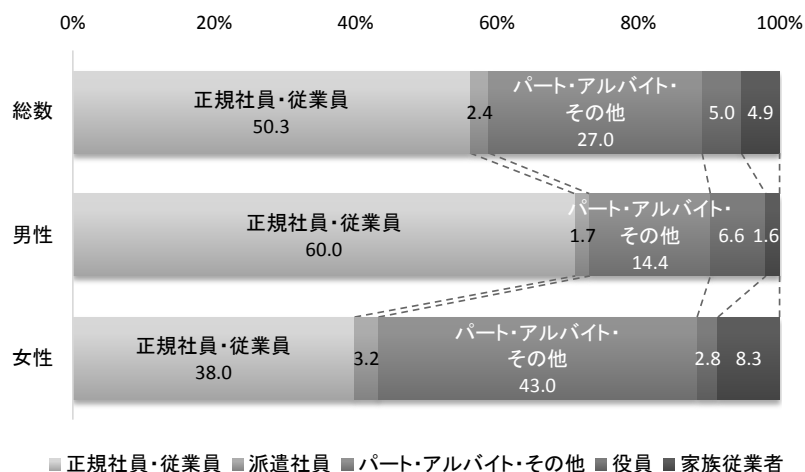
■年齢層別就業率の推移



(国勢調査 %表示は平成22年の数値)

従業上の地位では、女性は「パート・アルバイト・その他」「家族従業者」「派遣社員」の割合が男性よりも高くなっていることがわかります。特に「パート・アルバイト・その他」が43%以上を占めていることは、出産・育児期に一旦職を離れ、40代ころから再び働き始める状況がみられることの要因の一つとも思われます。

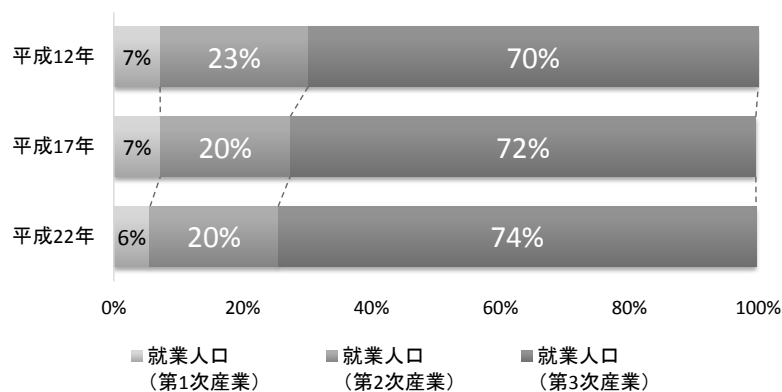
■従業上の地位別従業者数の割合



(平成22年国勢調査)

産業別就業人口では、第三次産業の比率が高く、かつ増加傾向にあります。

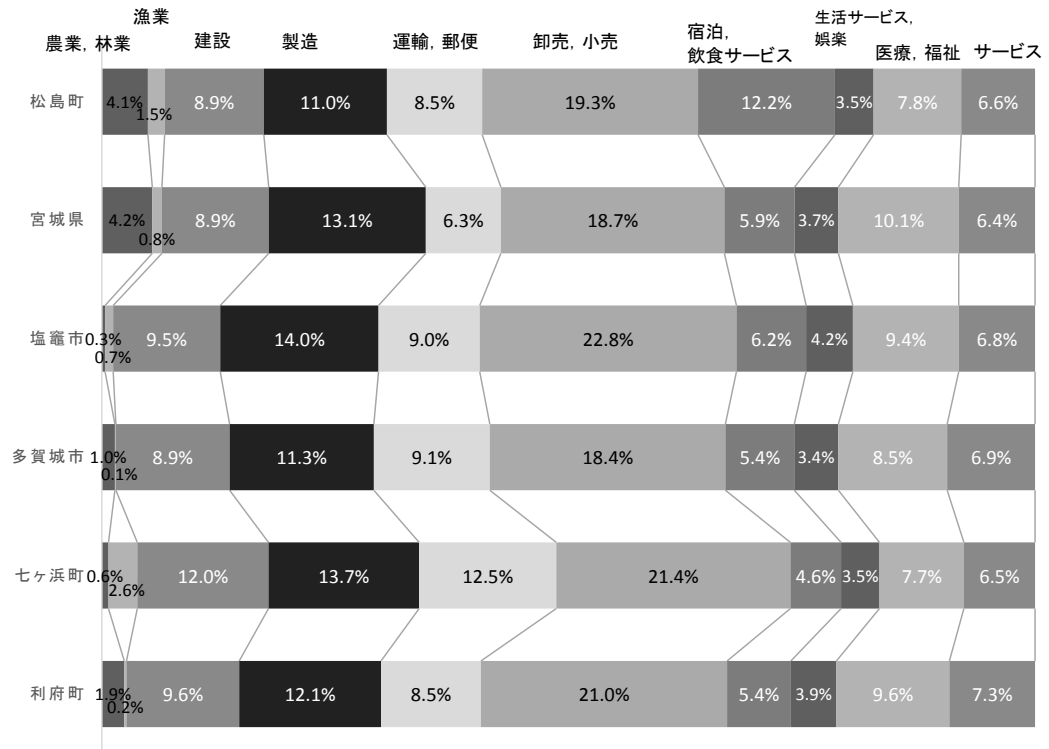
■産業別就業人口比率



(国勢調査)

松島町は、宮城県全体や周辺の市町村と比べ、「宿泊、飲食サービス」に就業している人の率が高いことがわかります。第三次産業の中でも特に観光に関わる仕事に就いている人は、週末・祝日にも仕事に出る状況にあると思われます。

■産業(大分類)別就業比率、周辺との比較



(平成 22 年国勢調査)

(6) 子どもの人数

子ども（児童福祉法で定める18歳未満）の人口は、平成21～25年の5年間で241人の減少となっています。

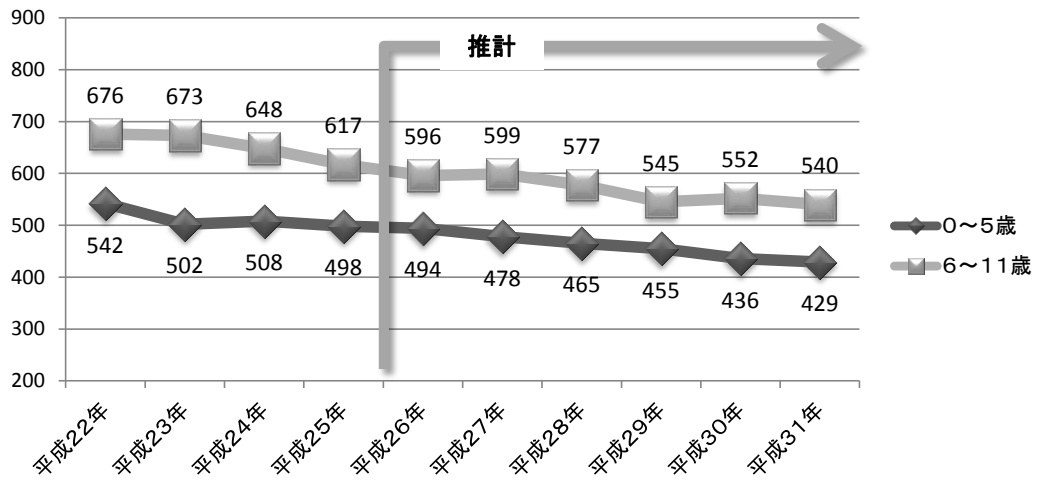
■これまでの子どもの人数推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	81	77	72	84	70
1歳	75	89	77	75	83
2歳	91	76	92	82	80
3歳	90	95	80	93	87
4歳	114	91	93	84	95
5歳	103	114	88	90	83
6歳	88	106	119	93	92
7歳	110	90	109	122	88
8歳	114	112	90	112	117
9歳	129	110	112	95	113
10歳	129	131	112	111	96
11歳	116	127	131	115	111
12歳	116	115	124	125	118
13歳	125	115	116	128	131
14歳	145	125	113	124	124
15歳	143	146	126	109	120
16歳	155	140	145	128	110
17歳	165	152	139	147	130
合計	2,089	2,011	1,938	1,917	1,848

(住民基本台帳 各年4月1日・人)

0歳～11歳の子どもの将来の人口について、平成22年から平成25年の1歳年齢ごと男女別人口を基に推計した結果は以下のとおりとなります。本計画の年度中（平成27～31年度）にかけて、児童の人口が減少していくと予想されます。

■児童人口の実績と推計



	実績				推計					
	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	77	72	84	70	71	69	67	66	65	63
1歳	89	77	75	83	71	72	70	68	67	66
2歳	76	92	82	80	87	74	75	73	71	70
3歳	95	80	93	87	83	91	77	78	76	74
4歳	91	93	84	95	89	85	93	79	80	78
5歳	114	88	90	83	93	87	83	91	77	78
小計	542	502	508	498	494	478	465	455	436	429
6歳	106	119	93	92	86	97	90	86	95	80
7歳	90	109	122	88	92	86	97	90	86	95
8歳	112	90	112	117	88	92	86	97	90	86
9歳	110	112	95	113	119	89	93	87	98	91
10歳	131	112	111	96	114	120	90	94	88	99
11歳	127	131	115	111	97	115	121	91	95	89
小計	676	673	648	617	596	599	577	545	552	540
合計	1,218	1,175	1,156	1,115	1,090	1,077	1,042	1,000	988	969

(実績は各年度4月1日)

2 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園の利用状況

町内には公立の幼稚園が3施設あり、定員数および利用者数は以下のとおりとなっています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
松島第一 幼稚園	定員数	90	90	90	90	90
	4歳	25	26	20	20	27
	5歳	36	26	32	22	23
	合計	61	52	52	42	50
松島第二 幼稚園	定員数	60	60	60	60	60
	4歳	25	16	19	16	13
	5歳	18	25	13	21	18
	合計	43	41	32	37	31
松島第五 幼稚園	定員数	30	30	30	30	30
	4歳	13	3	12	8	7
	5歳	12	13	6	15	9
	合計	25	16	18	23	16
利用人数合計		129	109	102	102	97
定員合計		180	180	180	180	180
過不足		51	71	78	78	83

(2) 保育所の利用状況

町内4つの保育所の、定員数および利用者数は以下のとおりとなっています。

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
高城 保育所	0歳	10	9	5	10	11
	1歳	10	12	16	11	13
	2歳	19	13	14	15	15
	3歳	16	21	18	21	17
	4歳	28	13	19	16	19
	5歳	13	27	13	19	15
	計	96	95	85	92	90
磯崎 保育所	0歳	5	6	7	5	8
	1歳	2	3	3	6	7
	2歳	7	2	6	4	9
	3歳	11	9	8	10	8
	4歳	8	11	6	6	7
	5歳	8	7	9	7	7
	計	41	38	39	38	46
松島 保育所	0歳	2	1	2	1	4
	1歳	3	6	3	3	3
	2歳	5	2	6	4	4
	3歳	5	5	5	11	4
	4歳	3	5	4	6	10
	5歳	10	3	5	2	4
	計	28	22	25	27	29
高城 保育所 分園	0歳	-	-	-	-	-
	1歳	2	5	4	0	1
	2歳	4	4	4	7	2
	3歳	4	4	6	5	8
	4歳	7	5	4	5	5
	5歳	6	6	4	4	5
	計	23	24	22	21	21
利用人数合計		188	173	171	178	186
定員合計		269	269	269	269	269
過不足		81	90	98	91	83

(人)

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

今後本計画の「地域子ども・子育て支援事業」にて実施されていく事業のうち、以下は、これまでも松島町にて実施されてきた事業です。各事業の現在までの実施内容・状況は下記のとおりです。()内は松島町における事業名称です。

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

現在、保健福祉センターや勤労青少年ホームでの「ベビーくらぶ」、「すくすく広場」、「のびのび広場」や、親子教室、季節のイベントを行っています。また、町内の集会所等を借りて遊びの広場を開催する「わくわく広場」も平成26年度から始めています。

[対象年齢] 0～2歳

[内容]延べ利用者数（月間）人／月

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	6,574	5,740	5,424	5,665	6,285
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(延べ人)

(2) 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

現在、14回分の受診票（助成券）を交付しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	903	834	877	785	779

(人)

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後四ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を、保育士等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問家庭数	73	62	81	63	60

(人)

(4) 養育支援訪問事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。専門的相談支援を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童数 (0～18 歳)	2, 244	2, 175	2, 081	2, 057	1, 985
利用者数	33	33	50	20	11

(延べ人)

(5) 一時預かり事業

1) 保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭で保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、子どもを一時的に預かる事業です。磯崎保育所で実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者(保育所)	—	—	—	7	13
利用者(計 延べ)	—	—	—	29	63
平均利用日数	—	—	—	4日	5日

(人)

2) 各幼稚園でも通園児の兄弟の学校行事や家族等の病院受診の場合に利用でき、各幼稚園で降園後から16時30分まで実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者(幼稚園)	—	46	58	55	53
利用者(計 延べ)	—	102	142	173	156
平均利用日数	—	55日	55日	55日	55日

(人)

(6) 延長保育事業(延長・特別延長保育)

保護者の就労時間や通勤時間確保のため、保育所における通常の保育時間を延長して保育所で子どもを預かる事業です。

現在は各保育所で延長保育、高城保育所で特別延長保育を実施しています。

7:30~8:00 及び 16:00~18:00 が延長保育

7:00~7:30 及び 18:00~19:00 が特別延長保育

(18:00~19:00 については負担金が発生)

[対象年齢] 0~5歳

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
高城保育所	利用者	72	70	77	79	80
(特別延長)	利用者	24	30	29	37	41
磯崎保育所	利用者	16	22	24	18	27
松島保育所	利用者	22	18	22	22	22
高保分園	利用者	14	21	15	20	20
合計	総数	148	161	167	176	190

(人)

(7) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童学級）

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。

現在は各小学校区で実施しています（長期休暇は1箇所）。

【対象年齢】 就学児（6～11歳）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児童数 (6～8歳)	311	307	318	327	296
【低学年】 利用登録者数	67	77	83	81	85
【低学年】 登録数比率	21.5%	21.8%	26.7%	25.4%	28.7%
対象児童数 (9～11歳)	373	367	353	321	319
【高学年】 利用登録者数	1	1	0	0	0
【高学年】 登録数比率	0.3%	0.3%	0%	0%	0%

(人)

学区別利用者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第一小学区(たんぽぽ)	56	62	61	50	54
第二小学区(ひまわり)	12	8	19	22	19
第五小学区(どんぐり)	—	8	3	9	12

(人)

4 松島町の子ども・子育て支援の課題

ここまでの、「人口・世帯・人口動態・子どもの人数等」「教育・保育施設の状況」「地域子ども・子育て支援事業の状況」および、ニーズ調査の結果（概要を資料編に掲載）などを踏まえ、松島町の子ども・子育て支援の課題を次のようにまとめます。

① 潜在ニーズ、0歳児等乳児期の保育への対応

松島町には現在、待機児童はいません（宮城県 平成 26 年度待機児童数 4 月 1 日現在）。

しかし、0歳児などは需要に対して受け入れ可能な人数にほとんど余裕がない状態であること、顕在化している待機児童はなくとも潜在ニーズの存在や今後のニーズ増加の可能性が否定できないことなどから、幼児期の教育・保育提供については利用希望の推移を慎重に確認し続ける必要があります。

② 母親の就労と、今後増すことが考えられる町への期待

松島町の女性の就労状況では、子育て期に一旦職を離れる傾向がみられます。パート・アルバイト等の形態での就労が多く、子育てが一段落した後は再び同様の形態で就労したいという要望もみられます。育児休暇をとらず、子育てに専念するため退職したという人の多さや、40代になると就業率が再び上がることなどから、母親の多くが子育てを大切に捉え、就労の種類や時期とのバランスをとろうとしているようにも思えます。

しかし、現在の社会状況から、正規社員・従業員を望むもののやむを得ずパート・アルバイト等を選んでいるという可能性もあり、今後、女性の社会進出が重要性を増すにつれて、出産・幼児期、さらにその後の子育て支援について町への期待が高まることも予想されます。

③ 就労内容などによる「平日・定期・標準」以上の保育需要

第三次産業に就いている人は多く、特に宿泊・飲食サービスなど観光関係と思われる仕事に携わる人の多さが町の特徴の一つです。あるいは、仙台市など町外への通勤をしていることから保育充実を希望する声もアンケート自由記入などに

みられます。

「週末に」「月に数回仕事が入る場合に」「子育て支援センターの休日開所を」といった要望に可能な限り応える努力を惜しまないことは、町の姿勢として非常に重要と考えます。

④ 親族の存在は大きい、高齢化・核家族化も進む

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」46.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」42.9%という調査結果は、現在の子育て家庭が親族等との関係において比較的恵まれた状況にあることをうかがわせます。

しかし、高齢化が明らかに進行し、核家族化も徐々に進んでいることを考えると、今後いつまでも同じ状況が続くかどうかはわかりません。

本計画は今後5年間についての内容ですが、その先の時代、もっと長期的な対応の発想も求められることでしょう。もちろん、社会環境などは刻々と変わっていきますので、真に求められるのは「その時々ニーズなど状況を常に捉える」こと、「都度、柔軟な対応を行っていく」ことではないかと考えます。

また、日常的に子供をみてくれる人の有無を居住地区別に集計してみると、第二小学校区では60.0%、第五小学校区では50.8%が「いる」のに対し、第一小学校区では38.4%となっています。

「柔軟な対応」は、時代の変化のみならず、町内各地域の状況に対しても必要な姿勢と思われます。

⑤ 教育と保育、一体的提供への要望

保育所利用の際に最も望むことで「教育内容の充実」をあげた保護者が42.4%、幼稚園利用の際に最も望むことでは「教育内容の充実」「3年保育」に次いで「一時預かり」が34.3%、また「幼保一元化」を望む人が21.2%いました。

また、量の見込み算定の過程では、3歳以上でひとり親や父母ともフルタイム就労など、保育の必要あり「2号認定」にあたると想定される家庭の3割程度が教育を希望しているという数値も出ています。

松島町で子育て中の親は、教育に対する志向が高いと思われます。一方で、保育の需要も一定数存在しています。

この、「幼児期の教育を希望するが保育が必要」という層に対してどのように応えるべきかも課題です。

㊦ 地域社会による子育て支援

今後、子どもの減少や環境変化により子育て家庭と地域との関わりが希薄になることも考えられます。

子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会を増やしたり、地域の人々の力やアイデアを活用して子どもや子育て家庭を支えていく施策の展開が重要になると考えます。

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

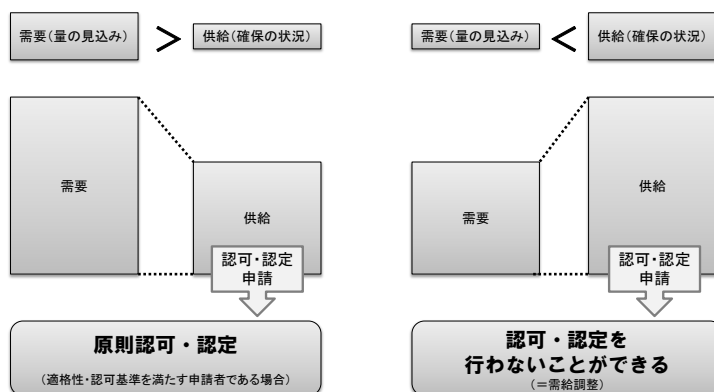
松島町においても、サービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として設定します。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。

- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

2 教育・保育提供区域の設定

松島町では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のように設定します。

■教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定(3歳以上・教育のみ)	町内全域	町域が広大ではないこと、現在の施設数・配置状況、教育・保育では需要に応えられていることなどから、細かい区域に分けず町内全域で提供の調整を行うことが現実的と考えられる。 ただし、今後の施設・事業の整備にあたっては、地区ごとの状況や需要の変動を踏まえて実施していくこととする。
2号認定(3歳以上・保育あり)	町内全域	
3号認定(0～2歳・保育あり)	町内全域	

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
①利用者支援に関する事業(新)	町内全域	相談支援、情報提供という事業特性から町内全域で対応する。
②地域子育て支援拠点事業	町内全域	居住区によらない利用実態もあることから、町内全域で対応する。
③妊婦健康診査	町内全域	健診は県内の指定医療機関で受診可能で、区域を設定して行う事業ではないため町内全域で対応する。

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
④乳児家庭全戸訪問	町内全域	訪問型の事業であるため町内全域で対応する。
⑤養育支援訪問事業	町内全域	相談支援は地区によらず町域全体に実施しているものである。
⑥子育て短期支援事業	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから町内全域で検討していく。
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であること。実施の場合は町域全体での会員登録・利用調整が想定されるため、町内全域で検討していく。
⑧一時預かり事業	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であることから、今後需要の伸びがみられた場合も町内全域での対応を検討する。
⑨延長保育事業	町内全域	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せないこと。現在各保育所で実施していることから、保育同等の町内全域域で対応する。
⑩病児保育事業	町内全域	今後の検討にあたり、区域を特定した需給計画にはなじまないことから町内全域での対応を検討する。
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	町内全域	現在は各小学校で実施しており、今後の拡充・調整も全域を対象に行うことが想定されるため、町内全域で対応する。

■提供区域設定を行わない事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業(新)	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新)	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。

第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

1 「量の見込み」と「確保の方策」について

次節以降の表中「①量の見込み」は計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量。「②町計画数（確保の方策）」はその需要に対して提供を確保する計画数を示しています。

教育・保育の「量の見込み」算出方法

国の示した作業の手引きに沿って算出しました。
算出方法の概要は以下のとおりです。

$$\boxed{\text{就学前児童数推計（人）}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型の算出（％）}} \times \boxed{\text{利用意向率の算出（％）}}$$

①就学前児童数の推計

計画期間中の就学前児童数を過去の実績値を基に推計。

②「潜在家庭類型」を分類・算出

ニーズ調査をもとに、父母の配偶者の有無および就労状況により分類した「現在の家庭類型」に、母親の将来の就労意向等を反映し、「潜在家庭類型」の分類ごとの構成割合を算出。

③各家庭の教育・保育施設や地域型保育事業の利用意向率を算出

ニーズ調査の回答をもとに施設や事業の利用意向割合（率）を算出。

④「家庭類型別児童数」の算出

「就学前児童数（推計）」×「潜在家庭類型割合（％）」＝「家庭類型別児童数（人）」

⑤「量の見込み」の算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（％）」＝「量の見込み（人）」

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とする子どもの年齢、家庭類型などが異なりますが、基本的には上記と同様の考え方で算出方法が示されています。ただし、ニーズ調査では見込みが算出されない事業もあり、その場合は町で独自の推計を行っています。

市町村ごとの検討

「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」のいずれも、計画策定にあたっては地域の実態等も鑑み市町村ごとに見込み量の設定を検討していくこととされています。

2 量の見込みと確保の方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用を含む）」と、「量の見込み」に対応する教育・保育施設による提供体制及び実施時期を以下の通り定めます。

【量の見込み】

教育・保育の量の見込みは、各年度の児童数見込みに基づき、国の統一方式を用いて算出しましたが、その結果が過去の実績と比較して乖離する場合は実際の利用状況等を勘案して算出しました。

		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		263			146	69
①量の見込み (必要利用定員総数)		140人	120人		70人	30人
			10人	110人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	105人	110人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		▲35人	▲10人		0人	0人

		平成28年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		253			145	67
①量の見込み (必要利用定員総数)		140人	110人		70人	30人
			10人	100人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	110人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		▲10人	0人		0人	0人

		平成29年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		248			141	66
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

		平成30年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		233			138	65
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

		平成31年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		230			136	63
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定子ども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

【確保の方策・実施の方針】

町内でのニーズは確保されています。

ニーズ調査の意見を踏まえ、より良い教育・保育環境を整備します。

認定こども園も含めた、施設のあり方を検討していきます。

ニーズ調査での声

- ✎ 保育時間をもっと長くしてほしい。
 - ✎ 一時預かりは親のリフレッシュなどでも利用できるようにしてほしい。
 - ✎ 幼稚園を3年保育にして欲しい。
 - ✎ 町立の幼保であることを生かして幼児教育にもっと力を入れ、小学校との連携や子供たちの能力up、小学校からの学力upのベース作りを。
 - ✎ 町内の子供が少ない現況なので、幼保一体化を強く望みます！
 - ✎ 幼保一元化で希望があれば幼稚園でも保育所でも入所基準・制限をしないで入所出来る方法をとってほしい。
 - ✎ 幼稚園は時代の流れをくみとり、質向上を(園庭開放、未就園クラブ等も)。
 - ✎ 幼稚園の預かり時間をもう少し長くしてほしい。お迎えが14:00までだととても助かる。
 - ✎ 幼・保一元化の施設を増やしてもらえたら一か所に集中しなくて済むと思う。
 - ✎ 産後休暇明けからの乳児を保育所に入れられると嬉しい。
 - ✎ 産後6か月からの保育をもっと早くから。産休後の復帰しやすく。
-

子ども子育て会議での意見

- サービスを利用しやすくすれば、新しいニーズが顕在化する可能性もある。新しく「使おう」と思い始める人への対応も考えておく必要がある。
-

3 教育・保育の一体的提供推進（認定こども園について）

松島町には、幼児期の教育施設として町立の幼稚園が小学校併設で3施設、保育施設として町立保育所が4施設ありますが、少子化に伴う行事運営の困難さや、施設の老朽化、特別支援をはじめとする個別対応の必要性など、幼児期の教育・保育環境をめぐる課題も抱えています。

一方、平成19年度より、第二小学校併設の第二幼稚園と高城保育所分園を幼稚園・保育所連携型施設とし、4・5歳児合同保育を実施した経緯もあります。

今後の松島町における教育・保育の一体的提供については、以下のような要素を考慮する必要があると考えます。

●保護者ニーズの多様化

ニーズ調査による教育・保育の需要量の見込み算定では、保育が必要とされる2号認定において幼児期の教育を希望する層の存在が認められました。

保護者の子育てに関するニーズは多様化してきています。

「集団生活のなかで充実した就学前教育を受けさせたい」場合には幼稚園、「働いている間子どもを預かってほしい」場合には保育所、といった利用意向の区分けはなくなりつつあり、「幼児教育」と「子育て支援」の役割をそれぞれ担ってきた幼稚園と保育所に対して、両方のニーズに応えてほしいという保護者からの要望が強くなってきていると思われます。

●幼稚園・保育所連携型施設利用者アンケートの結果

幼稚園・保育所連携型施設として4・5歳児合同保育（教育）を行う町独自の試みについて、利用している保護者の意見等を調査しています（平成21年・23年）。平成23年3月実施アンケートの回答は以下のようなものでした。

問：現在の利用について

1：現在の利用内容に満足していますか

- ・はい 32人 61.5%
- ・おおむね満足 20人 38.5%
- ・いいえ 0人 0%

その理由は何ですか？（複数回答あり）

- ・ 幼児教育と一緒に受けられるため、子どもにとって良い

14人 26.9%

- ・ 異年齢とのふれあいができ、思いやりが育つ

16人 37.8%

- ・ 同じ小学校に就学する準備ができ、友達が増えて良い

33人 63.5%

問：場所について

- ・ このまま小学校併設がよい 46人 88.5%

- ・ 別の場所にしてほしい 1人 1.9%

- ・ その他 5人 9.6%

「小学校併設でよいが今の場所では狭すぎる」

「0歳から入所できる環境にしてほしい

●今後の課題

新制度では、幼稚園と保育所に加えて、双方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及が促されていますが、それは待機児童問題だけでなく、保護者ニーズの多様化に対応する側面もあると捉えられます。

松島町においても、教育・保育見込み算定時に見られたニーズの傾向や、独自に実施している試みへの評価などについて考慮していく必要があります。

本計画年度中の、既存施設の認定子ども園への移行は現状予定されていません。しかし、幼稚園と保育所がすべて町立であるメリットを活かし、職員の合同研修や小・中学校との連携等への取り組み等を進めるとともに、実施中の4・5歳合同保育から引き続き問題点や利用者の要望等の把握に努めて「教育・保育の一体的提供推進」の検討を継続していきます。

子ども子育て会議での意見

- 町として幼保一元化の必要性を認めるならば、福祉・教育の枠を超えて総合的に議論する必要がある。
 - 今、子どもの人数は少ない。認定こども園ができるならば学区を越えても子どもを集めて運用した方がよい。
 - これまでの幼保連携の試みは保護者には好評のようだが、子どもたちの中では保育所と幼稚園に壁があったように感じる。本当に一本化した、保育所、幼稚園双方の機能を持ちつつ子どもたちが負担なく過ごせる施設なり環境が必要。
-

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと計画数

国の基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「見込み量」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等による計画数（確保の内容）及び実施時期を定めます。

① 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。新制度による新規事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施予定箇所数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供の方策・実施の方針】

現在、該当事業はありません。

専門的な相談員の配置を検討します。

ニーズ調査での声

- ✎ フルタイムで働いている人、夜勤のある人、引っ越してきた人はどうしても情報が得られない現状がある。もっと目につく情報源がほしい。
- ✎ 町外からの転入者にとってどこに何があるか分からず、転入者向けの子育てマップのようなものを作成しては？ 定住促進のためにも。

子ども子育て会議での意見

- 利用する保護者はずっとつながってほしい。保育所の仕事、学校の仕事など対応が切れてしまうことなく、松島の子どもをずっと見守ってくれるような形がほしい。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込み】

ニーズ調査による利用希望を基に見込みました。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
量の見込み	6,347 人回	6,258 人回	6,111 人回	5,992 人回	5,874 人回
町計画数 (確保の方策)	6,300 人回	6,300 人回	6,300 人回	6,300 人回	6,300 人回
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(人日:年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在、保健福祉センター等で実施しています。

今後は新たに整備される児童館を中心に実施する予定で、現在実施中の事業に加え、各種イベントを用意し、事業内容を充実させていきます。

ニーズ調査での声

- ✎ 近くに交流の場を(親や子供達の)。長期間休みの場合に、幼稚園児でも気軽に行ける場所が欲しい。
- ✎ もっと近場でのイベントなど増やして、車がなくても気軽に足をはこべるようにして欲しい。
- ✎ 支援センターのイベントの定員をなくし、多くの子供が参加できるようにしてほしい。
- ✎ 支援センターのホール開放、ありがたい。広々としたスペースで走って、騒いで、子供の好きな場所。
- ✎ 0歳児、1歳児、2歳児も週1回や月1回でも保育士さんなどが主催の手遊びやリズム遊びやちょっとした育児のポイントなどの教室があるとよい。
- ✎ 小さい子供と一緒に出かけられる施設がもっとあればいいなと思っています。(児童館のようなイメージ)。
- ✎ 児童館の設置後、どのような運営がされるのか楽しみだ。

③ 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

【量の見込み】

子どもが生まれる前の年度から妊婦健診の受診が始まるため、推計児童人口で各年度の前年の0歳児の人数を基に見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	71 人	69 人	67 人	66 人	65 人
町計画数 (確保の方策)	71 人	69 人	67 人	66 人	65 人

(人=年間利用人数)

【提供の方策・実施の方針】

現在、14回分の受診票（助成券）を交付しています。

今後も継続します。

【実施体制】

1箇所

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

【量の見込み】

各年度に生まれる0歳児の全員に対して実施することから、人口推計による各年度の0歳児人口の予測を基に見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	69人	67人	66人	65人	63人
町計画数 (確保の方策)	69人	67人	66人	65人	63人

(人=年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

こんにちは赤ちゃん訪問事業として実施しています。また、新生児訪問事業も行っています。

今後も継続します。

【実施体制】

保健師1名、助産師1名、保育士2名

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」といいます。

【量の見込み】

ニーズ調査では算定されないため、これまでの実績を基に見込みました。平成 21-25 年度の事業対象となる児童数（0-18 歳）に対して対応事例の発生率が平均 1.4%にあたることから、今後 5 年間の推計対象児童（0-18 歳）に同様の比率を乗じて量を見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	26 人	26 人	26 人	25 人	24 人
町計画数 (確保の方策)	26 人	26 人	26 人	25 人	24 人

(人=年間延べ人数)

【提供の方策・実施の方針】

専門的相談支援として実施しています。
今後も内容を充実させ継続します。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【量の見込み】

ニーズ調査では見込み量が算定されませんでした。

松島町では現在実施されておらず、実績からの推計も困難でした。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
町計画数 (確保の方策)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(人日=年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

見込み量は算定できませんでしたが、広域的に実施できないか検討していきます。

子ども子育て会議での意見

- ショートステイやトワイライトステイなど、松島町単独で実施を検討するのもよいが、むしろ広域的な議論も必要だろう。近隣の2市3町などで議論するとよいのではないか。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について取り扱っています。

【量の見込み】

ニーズ調査では見込み量が算定されませんでした。

松島町では現在実施されておらず、実績からの推計も困難でした。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の見込み (高学年)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
町計画数 (確保の方策)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(人日=年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

見込み量は算定できませんでしたが、事業としての必要性は高いと思われます。広域的に実施できないかを含め、検討していきます。

ニーズ調査での声

- ✎ 居住エリアの住民と関わりの持てる環境での子育て支援ができるとよい。
- ✎ 子供だけでなく、幅広い年齢の方々がふれあいできる環境があるとよい。子供は減少してきているので、地域や町全体で育てられるようになればよい。

子ども子育て会議での意見

- 困ったとき、他地域の民間ホームヘルパー派遣で子どもの送迎をしてもらったことがある。近隣市町との連携や、町内のシルバー人材活用などは考えられないか？

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

■幼稚園預かり保育

【量の見込み】

ニーズ調査による算定と過去実績との間に関きがありましたが、調査による利用希望を潜在需要として尊重し、利用実態との差分に今後対応することを目標に見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (幼稚園在園 児対象の一時 預かり)	170 人日	180 人日	185 人日	185 人日	185 人日
町計画数 (確保の方策)	170 人日	180 人日	185 人日	185 人日	185 人日

【提供の方策・実施の方針】

現在、各幼稚園で実施しています。

内容充実を図りながら、継続していきます。

■幼稚園以外での預かり保育

【量の見込み】

平成 25 年度の保育所での一時預かり（延べ人数）の利用実態（63 人）を基に、今後の利用希望の伸びも勘案して見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
町計画数 （保育所）	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
町計画数 （子育て援助活動支 援事業）	-	-	-	-	-

（人日＝年間延べ）

【提供の方策・実施の方針】

磯崎保育所で実施しています。

内容充実を図りながら、継続していきます。

ニーズ調査での声

- ✎ 休日も利用できる預かりサービスがあれば、今後職に就くお母さん達も仕事を選ばずに済むのでは？
- ✎ 保育所で、通院や介護だけでなく母親のリフレッシュでも預かってらえたら助かる。
- ✎ 観光業で働いている人は繁忙期の土曜・休日・長期休暇中に幼稚園や保育所を利用したいはず。
- ✎ 幼稚園の一時預かりが、私用の目的での利用ができなかったのが残念。
- ✎ 急な用事ができたときに柔軟に預かってもらえると助かる。

子ども子育て会議での意見

- 親のリフレッシュというのは否定できない問題。お母さん方のそういった要望にも、可能な限り融通をきかして対応できるとよい。

⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

【量の見込み】

高城保育所（特別延長含む）、磯崎保育所、松島保育所、高城保育所分園合計の過去5年間の利用実績（総数）を基に見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人
町計画数 (確保の方策)	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人

(人日=年間延べ 以下同)

【提供の方策・実施の方針】

現在実施しており、内容充実を図りながら、継続していきます。

ニーズ調査での声

- ✎ 通勤(車)の際、7時に預けても渋滞の時間のため8時半の始業に間に合わない。
- ✎ 町外で働いていると今の延長保育時間では厳しく、祖父母の協力を頼らざるを得ない。

子ども子育て会議での意見

- 延長保育は親にとってはいい制度だが、子どもにとってはどうなのか。制度拡充だけでなく、お母さんの職場環境改善も必要だろう。
- 延長保育は、保護者自身にも生活を乱さないペースで利用する意識が大切だと思う。

⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

松島町では現在実施されておらず、ニーズ調査数値の検証、実績からの独自推計も困難でした。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
町計画数 (病児保育事業)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
町計画数 (病児・緊急対応 強化事業)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(人日=年間延べ)

【提供の方策・実施の方針】

見込み量は算定できませんでしたが、広域的に実施できないか検討していきます。

ニーズ調査での声

- ✎ 預ける前の手間を考えると自分や身内で協力したほうが早いし、慣れていない方に預けると子どもも変に気をつかう気がする。

子ども子育て会議での意見

- 必要な事業だが必ずしも町独自でできる事業ではない。国の強力な政策も必要。
- 町以外の施設利用でも、情報を提供してくれる体制など整えてもらえればと思う。

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

【量の見込み】

過去の利用実績を基に見込みました。児童人口推計では減少が想定できますが、今後の利用希望の高まりも考えられるため、量の見込みはほぼ横ばいの推移で設定しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
町計画数 (低学年)	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
量の見込み (高学年)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
町計画数 (高学年)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実施か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
放課後子ども 総合プラン	「放課後子供教室」との連携による実施を検討				

(人:登録人数)

【提供の方策・実施の方針】

高学年まで拡大するかは、施設状況含め検討します。

平成26年8月に国より示された「放課後子ども総合プラン」に沿い、留守家庭児童学級（放課後児童クラブ）と「放課後子供教室」の連携についても検討していきます。

ニーズ調査での声

- ✎ 学童保育を高学年になっても利用できるようにしてほしい。せめて4年生まで。
- ✎ 4年生からの放課後の過ごし方が不安。留守家庭学級の終了（卒業）後に過せる場を。
- ✎ 5年～6年だと安心して家で1人でも過ごせる。4年生くらいだと心配。
- ✎ どんぐり学級を利用しており、少ない人数にも関わらず開級していることに感謝。
- ✎ 土曜日や長期休暇中は合同学級で距離があるため時間休をもらって送迎している。

子ども子育て会議での意見

- 3年生ぐらいになると、子どもは自由な時間をつくりたいと思うようで利用も少なくなっているようだ。高学年への対応も必要だろうが、さまざまな事情を抱えている家庭の子どもへの支援体制の充実が必要。
 - 無料という町の現状は評価できるが、人件費節約などで子どもの健全育成につながる豊富なメニューを持たなくなるとは意味がない。人件費の確保、指導員の充実が重要。
-

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

【実施の方針】

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に各市町村が条例により利用者負担額を設定することとなっています。ただし、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定され、本事業は教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

松島町においては公立の幼稚園・保育所しかいないため、現段階では事業計画がありませんが、今後の状況の推移を見ながら対応していきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です

【実施の方針】

保育の実施体制の拡充は課題の一つでもあります。町内への民間事業者の新規参入にはその後の事業継続の観点などから難しい面もあると思われます。

一方、不定期・一時的・小規模な保育サービスについては、アンケート等によるニーズも認められることから、町としても多様な事業者の参入は歓迎したいところです。

特定地域型保育事業にあたる「家庭的保育事業（保育ママさん）」「居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）」等は、新規参入や新規事業の立ち上げの可能性もあり得ることから、その可能性を町としても探っていきます。

地域の、保育士の有資格者、育児経験者や NPO 等への働きかけ、事業開始にかかる情報提供等を行うなどが考えられ、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう、実地支援、相談・助言、他の保育事業等の連携施設あっせん等も検討します。

反面、多様な主体の参入にあたっては質的な担保も重要であることから、当該事業者が基準を満たす状況を維持できているかのチェックなど、町としても対応の体制を準備する必要があると考えます。

第7章 次世代育成支援行動計画

「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」にて定められた事業・施策は本計画で下記のとおり継承・実施していきます。

保育サービスの質の確保

施策	内容
配置職員の充実	国の基準に合わせた配置で運営している。障がい児等の受け入れを継続し、その対応の職員の加配を図ります。
職員の資質の向上	保育士等の知識、技術や施設運営の質を高めるため研修を行うとともに、保育サービス評価等の導入、実施に取り組ます。

子育て費用の軽減・各種助成

施策	内容
乳幼児医療費助成 (通院・入院)の充実	【拡大予定】
多子世帯の保育料 等の軽減	保育所に同時に入所している保育料は第2子半額、第3子無料を継続します。 【軽減拡大予定】
予防接種助成継続	BCG、ポリオ、三種混合、麻疹、風疹、日本脳炎の予防接種の全額助成を継続します。
妊婦健診受診助成	14回分の健診費用の助成を継続します。

子育て支援の拠点づくり

施策	内容
子育て拠点施設の 整備	子育て支援センター機能を児童館に拠点を移設し、子育て家庭が相互に交流を行い、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場、また小中学生等の相互交流が図られる場の充実を図ります。

子どもの遊び場確保

施 策	内 容
屋外遊び場の整備	長松園、新設した児童公園等の安全管理、環境整備、衛生管理を継続し利用しやすい施設運営に努めます。

地域における子育てネットワーク、仲間づくりの推進

施 策	内 容
子育て情報の発信推進	毎月の広報と同時に子育て支援センターだよりを全戸配布し、相談、事業等の周知を継続し、子育てに関する情報が子育て家庭に確実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し、様々な方法、媒体で情報を提供します。
親子の交流促進	育児サークル情報を広く周知し、運営についてサポートを行い会員の加入促進に努めます。また子育て支援センター事業ののびのび広場、ベビーくらぶ、すくすく広場等を定期に開催し親と子の交流を促進します。
住民参加の子育て支援活動の推進	児童館において、高齢者、ジュニアリーダー等との世代間交流の促進を図り、子育て支援ボランティアの人形劇、読み聞かせを通して交流の促進を図ります。 また幼稚園、保育所の行事にも地域の方の参加を促し、子どもたちが地域の人とふれあう機会を図ります。

子どもや母親の健康確保

施 策	内 容
メンタルヘルス対策の充実	産後うつ対策として、情報提供及びエジンバラ質問票によるチェックを全産婦に実施し、訪問、面接により支援を行います。
健康診査等の充実	乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児にういて保健指導を行います。
個別相談の充実	安心して育児を行うことができるよう、気軽に相談できる体制を充実し、乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導、助言を行います。

小児医療体制の充実

施 策	内 容
小児科医療体制の充実	乳幼児家庭に、休日、夜間診療や電話相談窓口などの情報提供を継続し、近隣自治体や関係機関と連携して、地域医療体制整備の一層の充実を件に引き続き要望をしております。

健やかな体の育成

施 策	内 容
子どもの体力増進	幼児期からスポーツに親しむ環境を整えスポーツ習慣の確立、意欲の増進を図り、地域の人材を活用し気軽に様々なスポーツに取り組める環境を図ります。

幼児教育の充実

施 策	内 容
幼小連携の推進	各幼稚園において、小学校行事への参加等を行い、小学生との交流事業の推進を図ります。
多様な体験活動の推進	地域の人材と協力し、体育、食育、知育活動を推進します。

家庭や地域における教育力の向上

施 策	内 容
家庭教育への支援の充実	子どもの成長における家庭での子育ての重要性を理解し、親の育児能力の向上を図るため学習機会の充実に努めます。
学校、幼稚園、保育所等における子育て家庭への支援	学校、幼稚園、保育所などにおいて、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。

仕事と家庭生活の両立支援

施 策	内 容
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。
働き方の見直しについての意識啓発	父親、母親ともに職業生活優先の意識や役割分担意識を改めるとともに、家庭生活、家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることができる意識啓発を図ります。
男女協働参画意識の啓発	男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう男女協働参画の実現に向けた意識啓発を図ります。

子育てを支援する生活環境の整備

施 策	内 容
住宅の情報提供	定住ガイドブック及び松島ライフを発行し宅地や松島の暮らしの魅力などの情報提供を努めており、空き家、空き地バンク制度を継続し、利用促進を図ります。
通学路等の安全を確保	ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修及び設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。

子どもの交通安全等対策の推進

施 策	内 容
交通安全対策の推進	子どもの安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、ドライバーの交通マナー向上のための啓発に努めます。
防災対策の推進	子どもを含めた町民の防災意識の啓発を図るとともに自主防災組織の編成、強化や災害時の情報伝達手段の確立を推進します。

子どもを犯罪から守る活動の推進

施 策	内 容
防犯意識の普及啓発	家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯意識の高揚を図ります。
地域の防犯体制の充実	各地区の防犯指導隊、少年補導員、PTA、学校、行政が共同による街頭指導を実施するとともに、防犯情報を幼稚園、保育所、学校でメール配信の実施を継続してまいります。

児童虐待を防止するための対策

施 策	内 容
相談体制の強化・充実	自分の行為を虐待ではないかと悩む親や、虐待を見たり聞いたりした人が早期に相談・通報できる相談体制を整備します。
情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報の周知を図ります。

要保護児童への支援体制の充実

施 策	内 容
要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携を図り適切な対応を図ります。 DVの被害者の子どもの精神的なケアを図るとともに、家庭の自立を支援します。
関係機関との連携	要保護児童対策地域協議会の機能を強化を図るとともに、町民と情報を共有し連携を図ります。

障がいのある子への支援

施 策	内 容
日中一時支援事業の充実	希望園で乳幼児から学童までサポートを図っておりますが、養育支援の施設として関係機関と連携しながら機能強化を図ります。
保育所、幼稚園での障がい児の受け入れ体制の充実	職員の研修を実施し受け入れ体制を整え、障がい児に応じた指導が行えるよう、保健福祉、教育関係との連携強化を図ります。
早期発見、個別支援の充実	乳幼児検診での早期発見、早期支援に努め、特別支援教育連携協議会を設け、幼稚園、保育所、小学校、支援学校等と連携して情報の共有を図り、継続的な相談支援、体制の充実を図ります。
情報提供の充実	障がいに応じた、各種制度の、支援内容等について情報提供に努めます
仲間づくり支援	障がい児を持つ親の会を積極的に紹介し、親同士の仲間づくりを支援します。

第8章 計画の推進体制

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動・事業等と一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、生活など広範囲に関わるものであり、行政だけでなく町民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら進めていくことが重要です。

庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部局との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

町民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

町の所管によらない関係機関とも一層の連携を強化し、施策に関する問題やニーズを常に把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

町は、町民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

計画の公表、意見の反映

本計画は、町のホームページへの掲載、広報での概略紹介などを行い、取り組みや事業の進捗状況も公表していくことで、町民への浸透を図ります。

また、実施事業やさまざまな活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

3 子ども・子育てに果たす役割

子ども・子育て支援においては、社会のあらゆる分野における構成員が各々の役割を果たすことが重要です。以下の観点から町はその役割を果たし、他者が役割を果たすよう働きかけに努めます。

(1) 町（行政）の役割

サービスの提供・支援／利用者・家庭への相談支援／関係諸機関との連携

(2) 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有する

(3) 学校の役割

就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の提供／
地域や家庭と連携しながらの子どもの成長支援

(4) 地域の役割

地域の子どもたちの見守り／子どもの虐待等を早期に発見する目配り

資料編

子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

本計画の策定にあたり、以下を把握するため、アンケート調査を実施しました。

○就学前児童及び小学生の保護者の、子育てに関する意識・意見

○子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び

地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データ確保

調査結果の概要は以下の通りです。

実施方法・回収状況等

○調査名：松島町子ども・子育て支援事業計画策定ためのアンケート調査

○調査対象： 1. 就学前児童のいる世帯 551 世帯

2. 小学生児童のいる世帯 610 世帯

○調査期間： 平成 26 年 1 月 7 日～1 月 20 日

○調査方法： 1. 就学前児童のいる世帯は郵送（郵送配布・回収）および幼稚園・保育所を通じて配布・回収

2. 小学生児童のいる世帯は学校を通して配布・回収

○配布・回収状況：

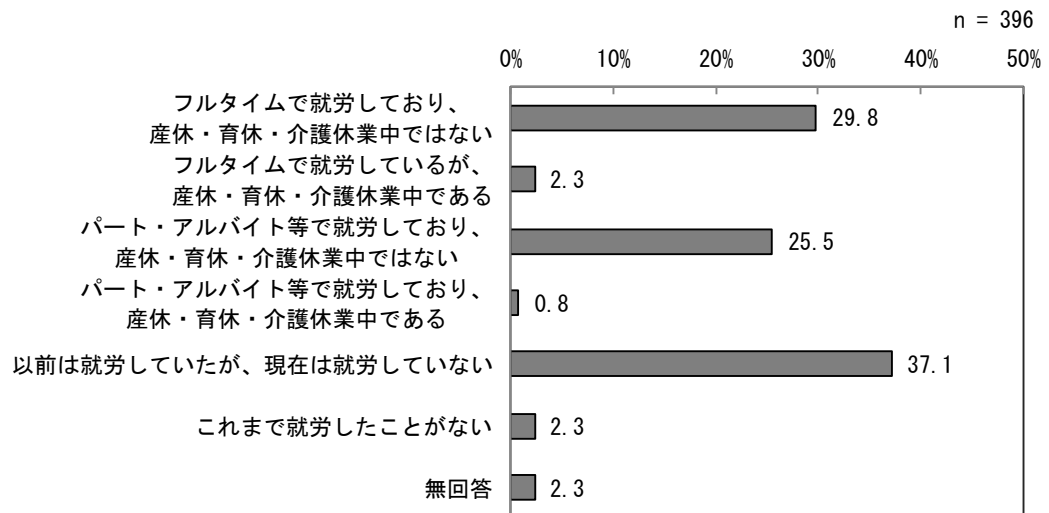
種 別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	551 票	396 票	71.8%
小学生児童	610 票	534 票	87.5%

(1) 保護者の就労状況

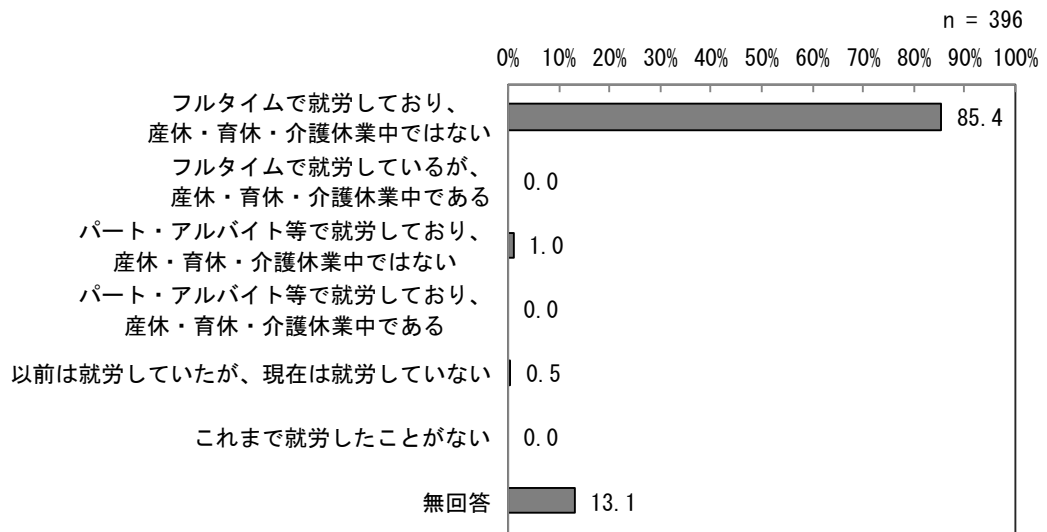
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.1%で最も多く、次が「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」で29.8%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.5%などとなっています。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が85.4%で多数を占めています。

■母親の就労状況

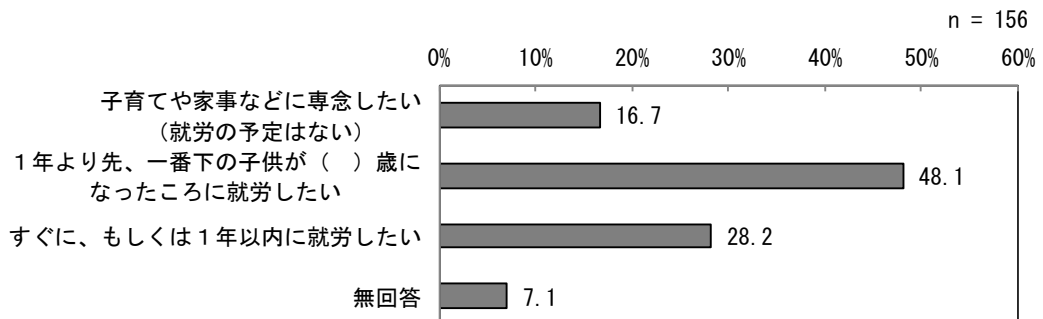


■父親の就労状況



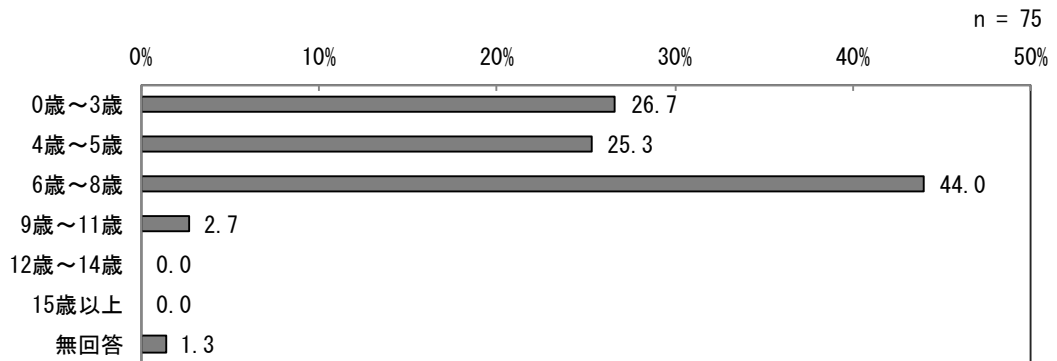
現在就労していない母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子供が（ ）歳になったころに就労したい」が48.1%で最も多く、次が「すぐに、もしくは1年以内に就労したい」で28.2%などとなっています。

■現在就労していない母親の今後の就労希望



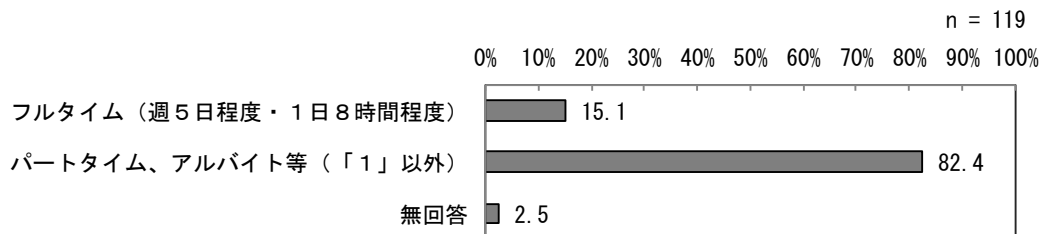
子どもが大きくなったら就労したいと回答した母親の、希望する就労時期は、子どもの年齢が「6～8歳」になったところが44.0%で最も多く、次に「0～3歳」が26.7%、「4～5歳」が25.3%でした。

■母親の就労希望時期(子供の到達年齢)



また、母親が希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」が82.4%と多数を占め、「フルタイム」が15.1%となっています。

■母親が希望する就労形態



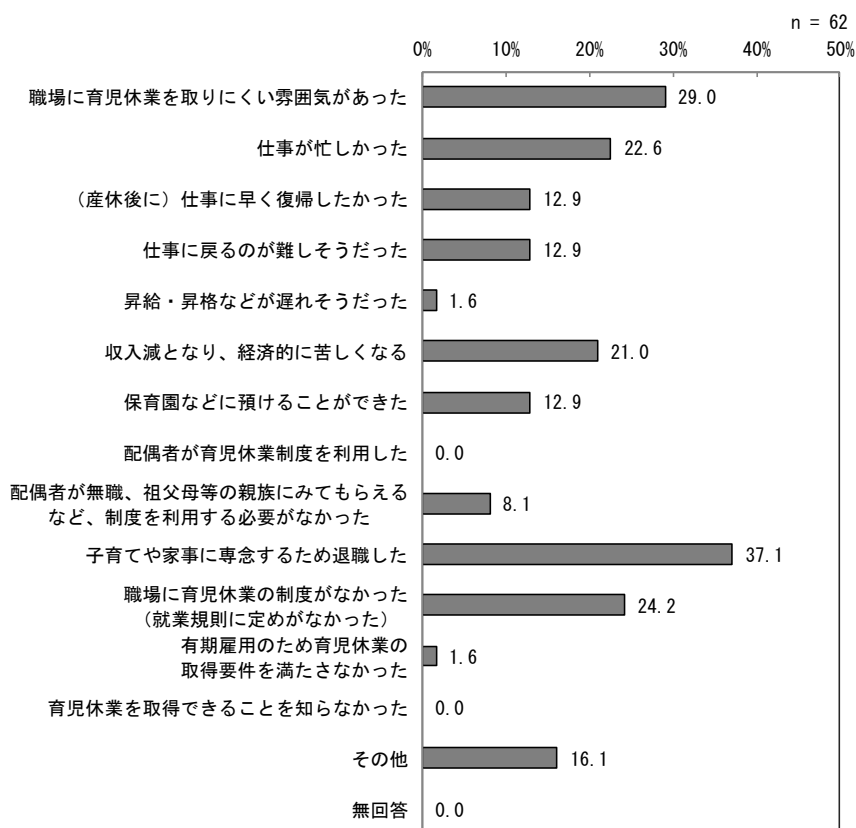
今は就労していないがいずれは就労したいと考えている母親に、現在働いていない理由をたずねたところ、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が33.6%で最も多く、次が「家族の考え方(親族の理解が得られない)等就労する環境が整っていない」が12.6%でした。

また、11.8%が「保育サービスが利用できなかったから」と答えていました。

母親に、子どもが生まれた時の育児休業の取得についてたずねたところ、「働いていなかった」が39.9%で最も多く、「取得した」が21.5%、「取得していない」が15.7%でした。

取得していない人にたずねたその理由では「子育てや家事に専念するため退職した」が37.1%で最も多く、次が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」で29.0%、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が24.2%などとなっています。

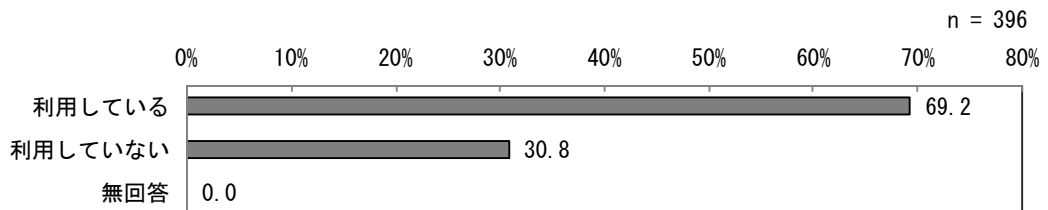
■母親が育児休業を取得していない理由



(2) 教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が69.2%、「利用していない」が30.8%となっています。

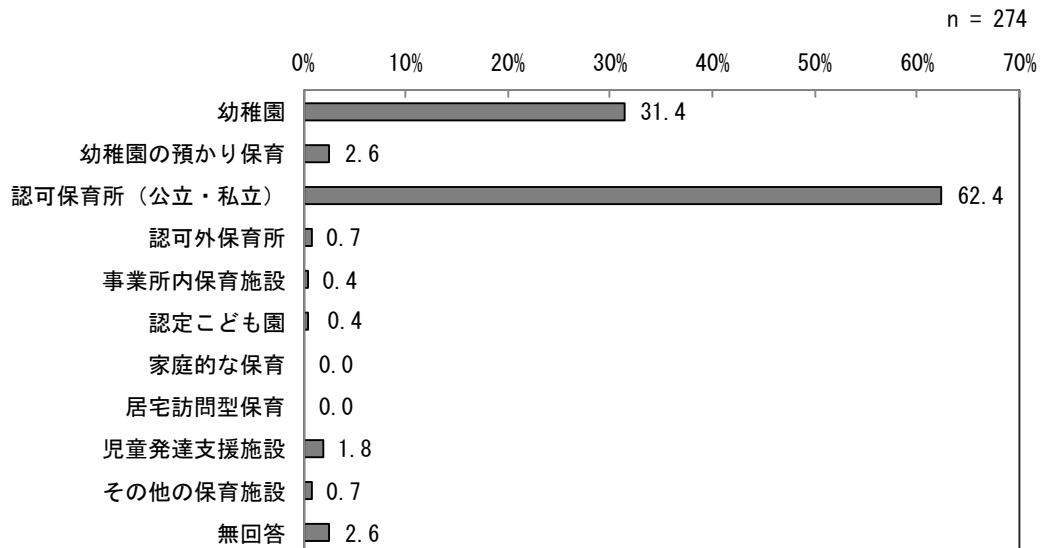
■平日の定期的な教育・保育事業(幼稚園、保育所など)の利用状況



定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が62.4%で最も多く、次が「幼稚園」で31.4%、「幼稚園の預かり保育」が2.6%などとなっています。

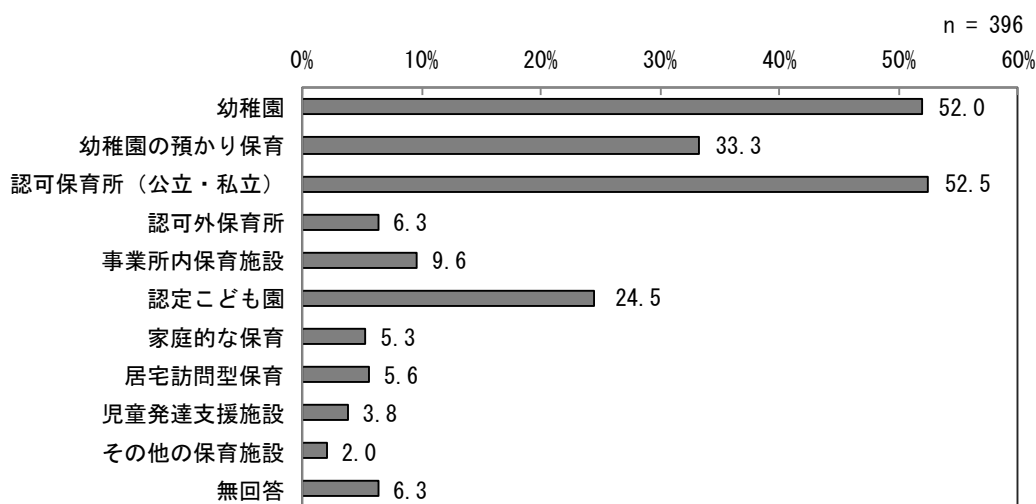
※利用している週当たりの日数は、「5日」が76.3%で多数を占めていました。

■利用している教育・保育事業



今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が52.5%で最も多く、次が、ほぼ同率で「幼稚園」が52.0%、「幼稚園の預かり保育」が33.3%、「認定こども園」が24.5%などとなっています。

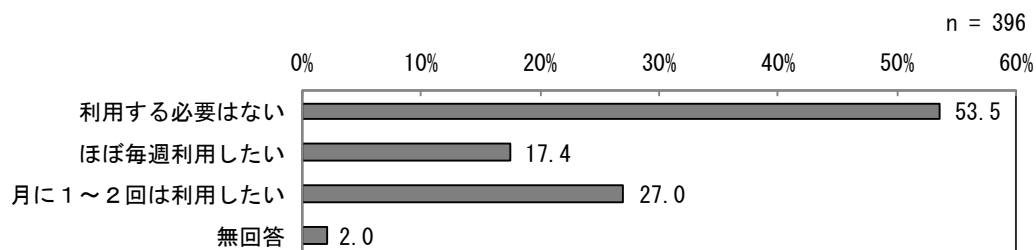
■今後、利用したい教育・保育事業



土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望をたずねたところ、土曜日については、「利用する必要はない」が53.5%、「月に1~2回は利用したい」が27.0%、「ほぼ毎週利用したい」が17.4%となりました。

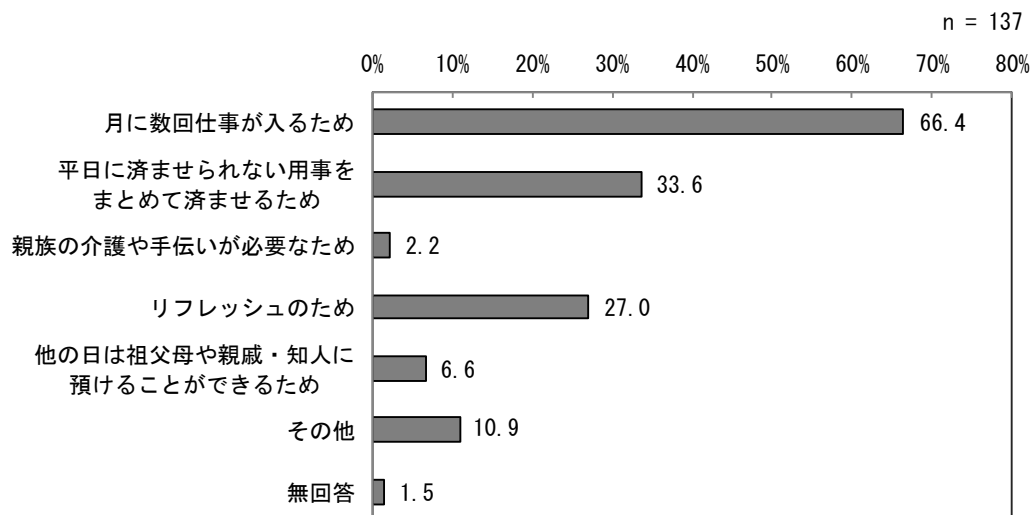
※日曜日・祝日では「利用する必要はない」が68.9%、「月に1~2回は利用したい」が18.7%、「ほぼ毎週利用したい」が6.8%でした。

■土曜日の、定期的な教育・保育事業の利用希望



土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望で「月に1~2回は利用したい」と答えた人にその理由をたずねたところ、「月に数回仕事が入るため」が66.4%で最も多く、次が「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」で33.6%、「リフレッシュのため」が27.0%などとなっています。

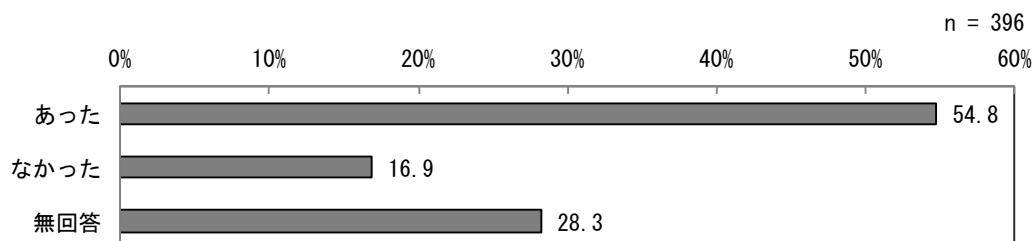
■月に1~2回利用したい理由



(3) 子どもが病気やケガのときの対応

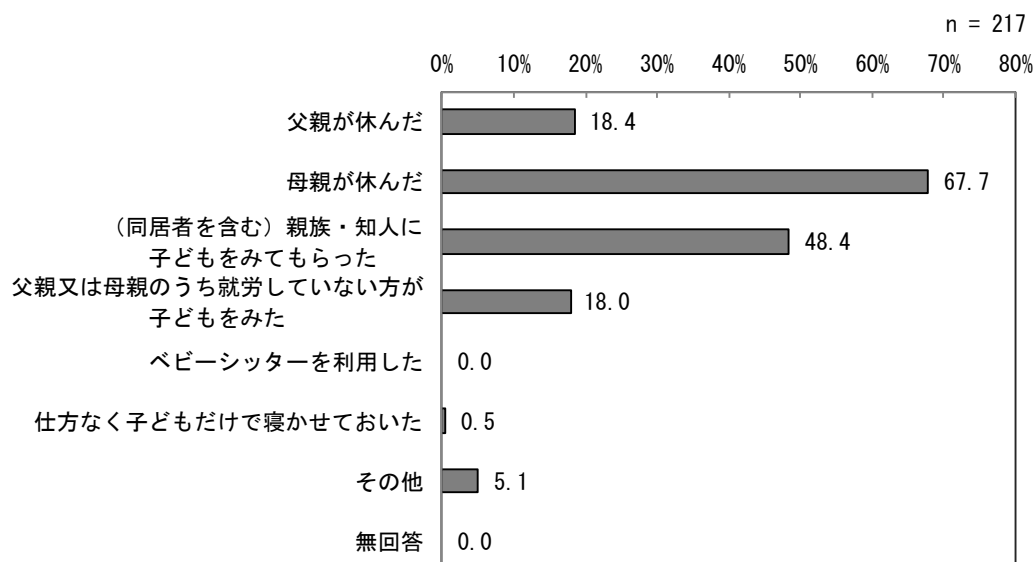
この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことの有無は「あった」が54.8%、「なかった」が16.9%となっています。

■子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験



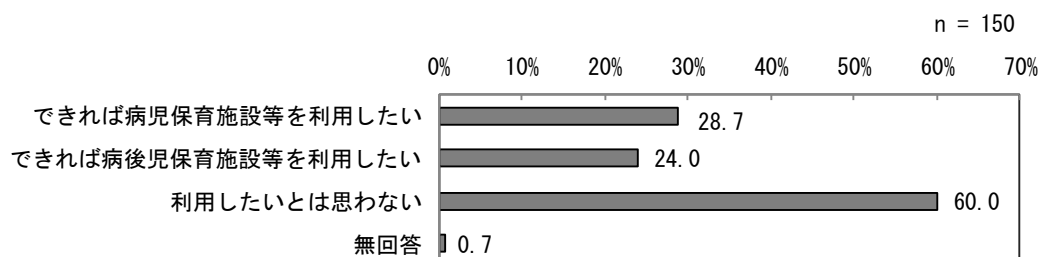
対処方法は「母親が休んだ」が67.7%で最も多く、次が「親族・知人に子どもをみてもらった」が48.4%、「父親が休んだ」が18.4%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が18.0%などとなっています。

■子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったときの対処方法



病児・病後児保育の利用については、「できれば病児保育施設等を利用したい」が28.7%、「できれば病後児保育施設等を利用したい」が24.0%、「利用したいとは思わない」が60.0%となっています。

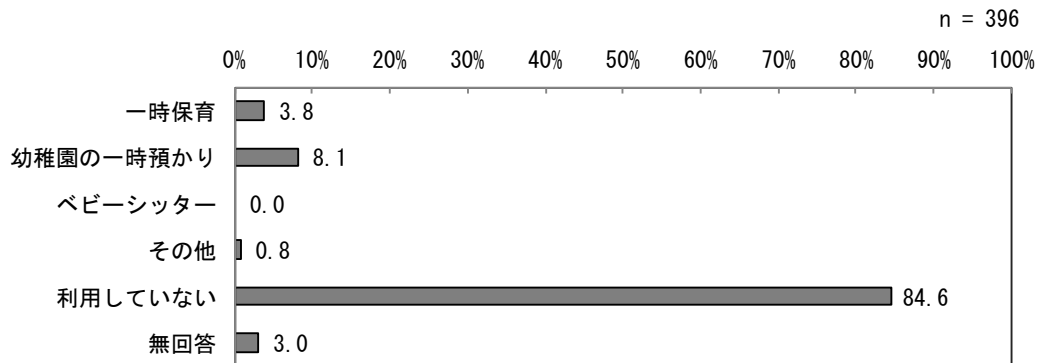
■病児・病後児保育の利用意向



(4) 不特定の教育・保育事業の利用

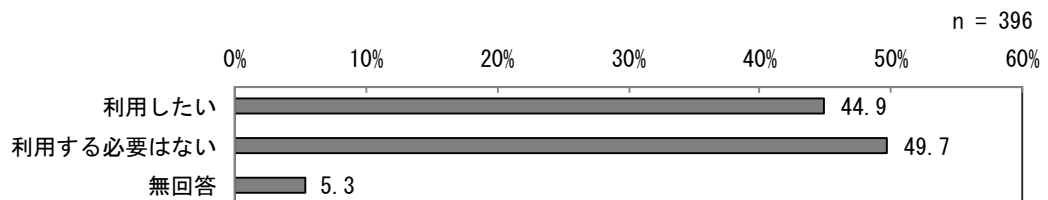
不特定の教育・保育事業について、「利用していない」が84.6%で多数を占めています。利用している事業は「幼稚園の一時預かり」が8.1%、「一時保育」が3.8%などとなっています。

■私用や親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している事業



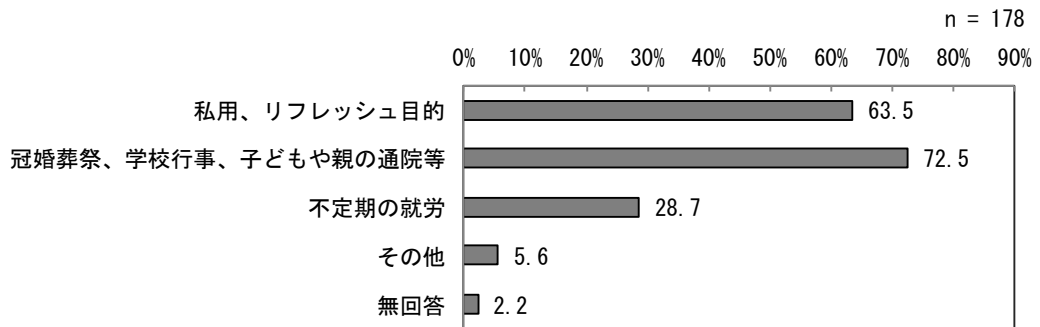
今後、不特定の教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要がない」が49.7%、「利用したい」が44.9%となっています。

■今後の不特定の事業の利用意向



利用を希望する目的は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が72.5%で最も多く、次が「私用、リフレッシュ目的」で63.5%、「不定期の就労」が28.7%などとなっています。

■事業の利用を希望する目的

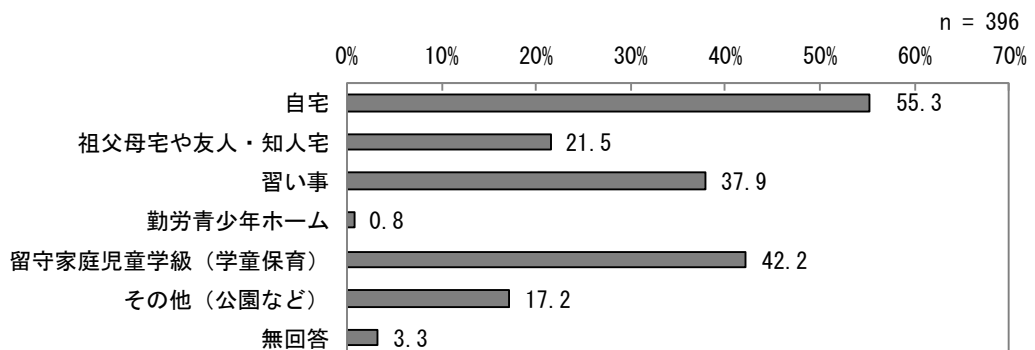


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

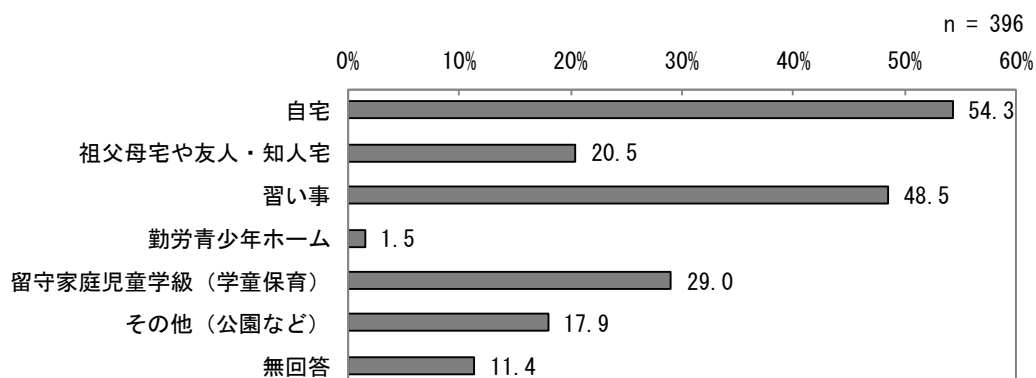
未就学児の保護者に、小学校低学年の時に放課後を過ごさせたい場所をたずねたところ、「自宅」が55.3%で最も多く、次が「留守家庭児童学級」で42.2%、「習い事」が37.9%などとなりました。

高学年のときに放課後を過ごさせたい場所では「自宅」が54.3%で最も多く、次が「習い事」で48.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が29.0%などとなっています。

■低学年の時に放課後を過ごさせたい場所



■高学年の時に放課後を過ごさせたい場所

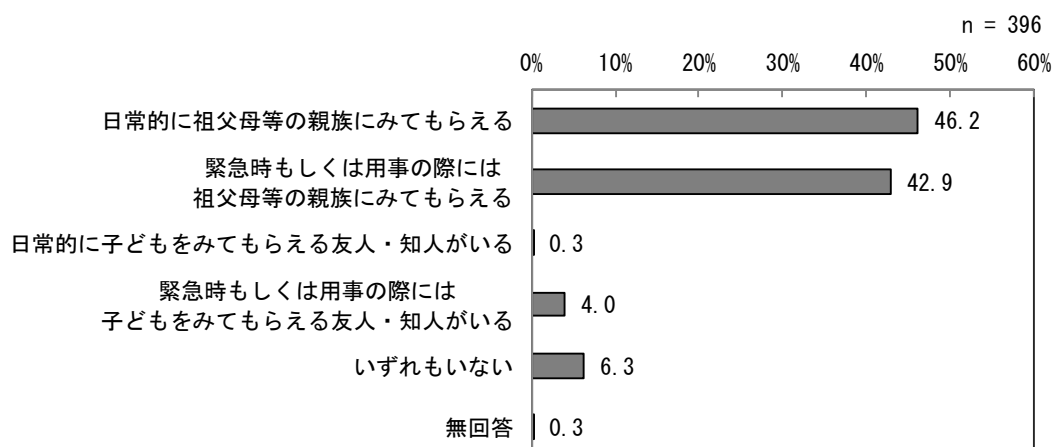


（６） 家庭・地域の子育て環境、望むこと

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかどうかたずねたところ、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が46.2%で最も多く、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が42.9%などとなっています。

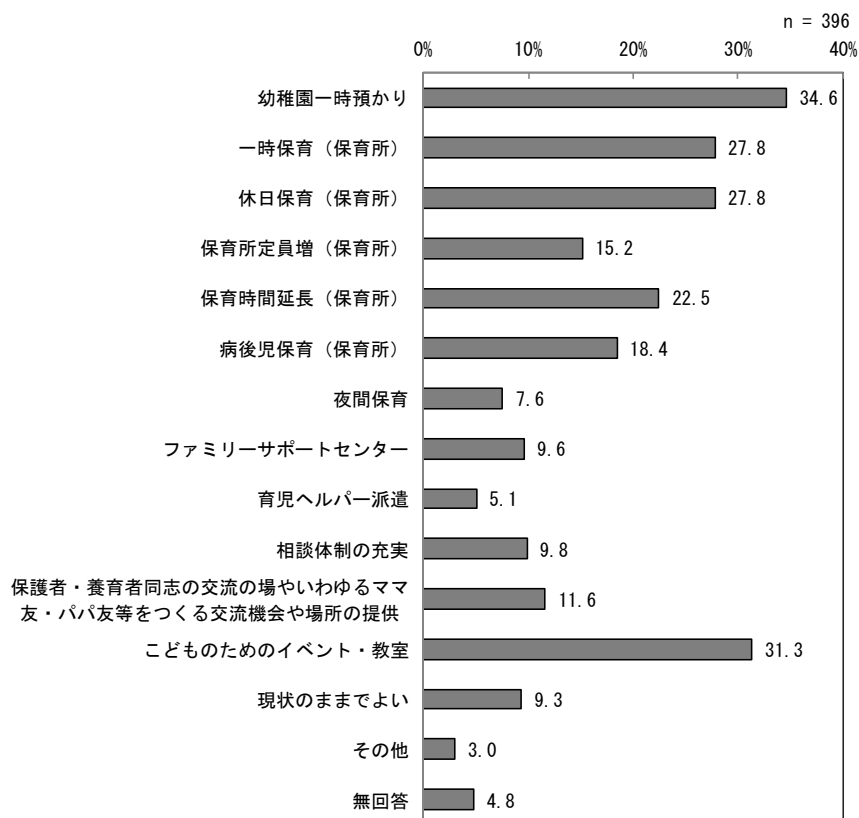
「いずれもない」が6.3%みられました。

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかどうか



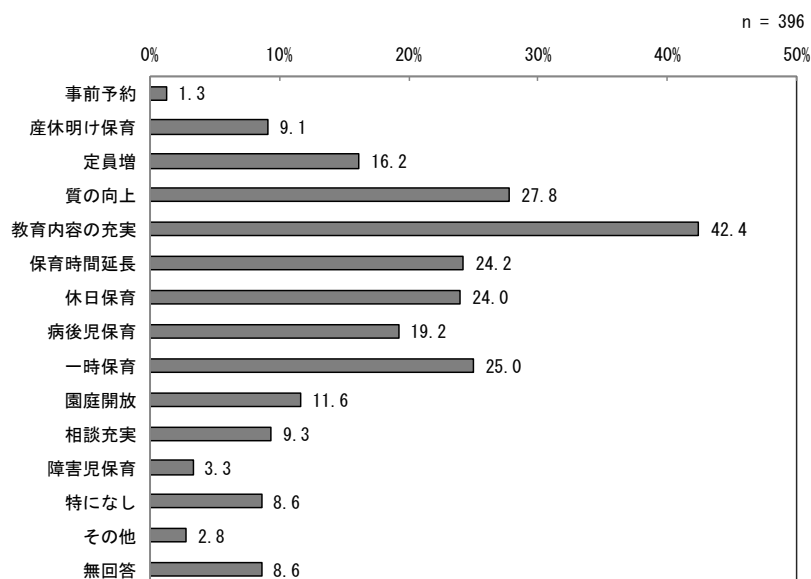
子育て中に特に必要だと思うサービスは「幼稚園一時預かり」が34.6%で最も多く、次が「子どものためのイベント・教室」で31.3%、「一時保育」と「休日保育」が27.8%、「保育時間延長」が22.5%などとなっています。

■子育て中に特に必要だと思うサービス



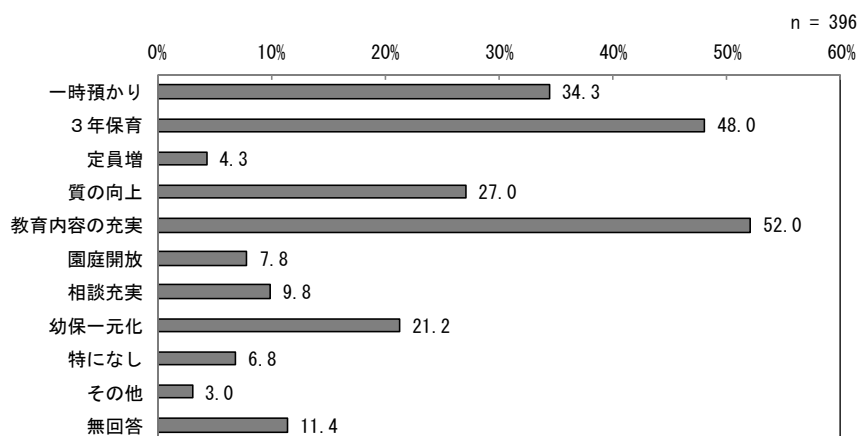
保育所利用の際に最も望むことは「教育内容の充実」が42.4%で最も多く、次が「質の向上」で27.8%、「一時保育」が25.0%、「保育時間延長」が24.2、「休日保育」が24.0%などとなっています

■保育所利用の際に最も望むこと



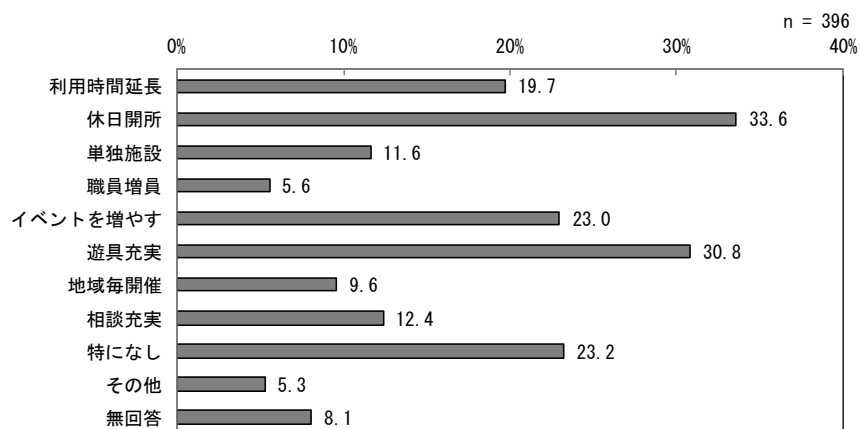
幼稚園利用の際に最も望むことは「教育内容の充実」が52.0%で最も多く、次が「3年保育」で48.0%、「一時預かり」が34.3%、「質の向上」が27.0%、「幼保一元化」が21.2%などとなっています。

■幼稚園利用の際に最も望むこと



町の子育て支援センターに最も望むことは「休日開所」が33.6%で最も多く、「遊具充実」が30.8%、「イベントを増やす」が23.0%、「利用時間延長」が19.7%、「相談充実」が12.4%などとなっています。「特になし」が23.2%でした。

■町の子育て支援センターに最も望むこと



松島町子ども・子育て会議条例

松島町子ども・子育て会議条例

平成二十五年九月十一日

条例第三十八号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第一項の規定に基づき、同項の合議制の機関として松島町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第二条 会議は、委員一〇人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

一 子ども(法第六条第一項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第二項に規定する保護者をいう。)

二 子ども・子育て支援(法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者

三 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

四 子ども・子育て支援の施策に関心のある者

五 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 会議に、会長を置き、委員の互選によって選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和五十一年松島町条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表民生委員推薦会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	日額 6,800 円
	委員	日額 6,700 円

松島町子ども子育て会議 委員名簿

氏名	区分	役職	備考
遠山勝雄	町長が認める者	松島町社会福祉協議会 会長	会議会長
瀬野尾千恵	学識経験者	元小学校校長	職務代理者
佐々木勝義	町長が認める者	元宮城中央森林組合	
土井いく子	町長が認める者	元保育所長	
袖井智子	学識経験者	東北福祉大学助教	
平井素子	施策に関心のある者	公募	
浅沼千暁	子どもの保護者	保育所保護者	
岡田康子	子どもの保護者	幼稚園保護者	
千葉圭子	事業に従事する者	元高城保育所所長	
三品ひとみ	事業に従事する者	元松島第一幼稚園教諭	

用語解説

用語	意味
子ども・子育て関連3法	<p>平成24年8月22日に公布。待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するための、「子ども・子育て支援法」を核とした3つの法。施行は平成27年4月。</p> <p>①「子ども・子育て支援法」（以下、法） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定子ども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
市町村子ども・子育て支援事業計画	<p>5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）</p>
子ども・子育て会議	<p>法第77条第1項に規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。松島町において、当会議は、町長の諮問に依りて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める町長の付属機関）とする。</p>
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定子ども園法第2条）</p> <p>※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。</p>

用語	意味
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う。
特例施設型給付	<p>特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育に必要な費用として市町村が支給する費用。緊急時の償還払いや認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が認める場合に適用。</p> <p>例①：支給認定子どもが申請後、認定前に緊急やむを得ない理由により特定教育・保育を受けた時。</p> <p>例②：1号認定子どもが、保育所から特別利用保育を受けた時（地域における教育の体制の整備状況等を勘案して市町村が定めるときに限る）。</p> <p>例③：2号認定子どもが、幼稚園において特別利用教育を受けた時。</p>
特定教育・保育	<p>特定教育・保育施設で受ける教育・保育。新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて以下3つの認定区分が設けられ、市町村が認定を行う。この認定に応じて利用先が決まっていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1号認定：満3歳以上で教育のみで必要とする児童 ● 2号認定：満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童 ● 3号認定：満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法

用語	意味
特定地域型保育事業	<p>第 11 条)</p> <p>市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第 29、43 条)</p>
小規模保育	<p>比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の下で、きめ細やかな保育を実施。</p> <p>6人～19人までで、多様なスペースで実施。</p> <p>A型＝保育所分園に近い類型</p> <p>B型＝A型とC型の間間的な類型</p> <p>A・B型－6人以上19人以下</p> <p>C型＝グループ型家庭的保育に近い類型。</p> <p>C型－6人以上10人以下</p> <p>(法第 7 条)</p>
家庭的保育	<p>家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施。1人～5人までで、家庭的保育者(研修を終了した者)の居宅等で実施。(法第 7 条)</p>
居宅訪問型保育	<p>住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施。1対1が基本で、利用する保護者・子どもの居宅で実施。(法第 7 条)</p>
事業所内保育	<p>企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。様々(数人～数十人程度)な人数を想定し、事業所その他スペースで実施。(法第 7 条)</p>
地域型保育給付費	<p>小規模な保育施設である地域型保育に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払う。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額。3号認定子どもに対応。</p>
特例地域型保育給付費	<p>特定地域型保育又は特例保育に必要な費用として市町村が支給する費用。緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合。</p> <p>例①：3号認定子どもが申請後、認定前に緊急やむを得ない理由により特定地域型保育を受けた時。</p> <p>例②：1号認定子どもが、地域に幼稚園が整備されていない</p>

用語	意味
	<p>ために特定地域型保育を受けた時。</p> <p>例③：2号認定子どもが、地域に保育所が整備されていないために特定地域型保育を受けた時。</p> <p>例④：離島その他（認定こども園・幼稚園・保育所3施設（教育・保育施設）及び地域型保育4事業の確保が著しく困難である地域）で特例保育を受けた時。</p>
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。
特定地域型保育事業者	市町村が、地域型保育給付費の対象と確認する地域型保育事業者。
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）
確認	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子ども毎の利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認すること。
推計児童数	過去における実績人口の動勢に基づいて算出される将来の児童数。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているのかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。
ワークシート	量の見込みを算出する際に用いる、国の手引きに基づく計算シート。このシートにニーズ調査で得られた数値を入力していくことで量の見込みを算出する。本計画内の量の見込みで「ニーズ調査による」としているものは、このワークシートを用いた算出のこと。
補正	国の手引きに従って算出された量の見込みが、現状と著しく乖離した場合に、ニーズ調査票の設問や現状の実績等を活用して現実的な数値にするための作業。本計画内では、この補正や独自算定を行ったものについては「量の見込み」付記欄にてそれぞれ行った方法の概要を記している。

用語	意味
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)
特別利用保育	1号認定子どもに対して提供される保育(地域型保育を除く)
特別利用教育	2号認定子どもに対して提供される教育(特定教育・保育を除く)
特別利用地域型保育	1号認定子どもに対して提供される地域型保育事業
特別利用地域型教育	2号認定子どもに対して提供される地域型保育事業
特定保育所	特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所
公定価格	「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額。認定こども園、幼稚園、保育所の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定。 施設型給付を受けない幼稚園はこれまでと同様、各園で保育料(授業料)を決定。

・

<奥付>

平成 27 年 3 月

発行:松島町 編集:松島町町民福祉課
